

平成28年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

平成28年9月8日（木曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（21名）

1 番	林	晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎		4 番	有 田 惠 子
5 番	宮 内 保		6 番	磯 本 繁
8 番	宮 澤 芳 雄		9 番	太 田 將 範
10 番	伊 藤 保		11 番	島 田 和 雄
12 番	平 野 忠 作		13 番	伊 藤 房 代
14 番	林 七 巳		15 番	向 後 悦 世
16 番	景 山 岩三郎		17 番	滑 川 公 英
18 番	木 内 欽 市		19 番	佐久間 茂 樹
20 番	林 俊 介		21 番	高 橋 利 彦
22 番	林 正一郎			

欠席議員（1名）

7 番 飯 嶋 正 利

説明のため出席した者

市 長	明智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	茅 田 哲 雄	秘書広報課長	飯 島 茂

行政改革推進課長	浪川 昭	総務課長	加瀬 正彦
企画政策課長	横山 秀喜	財政課長	伊藤 憲治
税務課長	渡邊 満	市民生活課長	大木 廣巳
環境課長	井上 保巳	保険年金課長	高木 松夫
健康管理課長	浪川 勝子	社会福祉課長	岩井 正和
子育て支援課長	大矢 淳	高齢者福祉課長	宮内 隆
商工観光課長	向後 嘉弘	農水産課長	宮負 賢治
建設課長	加瀬 喜弘	都市整備課長	川口 裕司
下水道課長	高野 和彦	会計管理者	島田 知子
消防長	品村 順一	水道課長	加瀬 宏之
庶務課長	角田 和夫	学校教育課長	石見 孝男
生涯学習課長	高木 昭治	体育振興課長	加瀬 英志
監査委員局長	高安 一範	農業委員会事務局長	相澤 薫

事務局職員出席者

事務局 長	阿曾 博通	事務局 次長	花澤 義広
-------	-------	--------	-------

開議 午前10時 0分

○議長（平野忠作） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（平野忠作） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 高 橋 秀 典

○議長（平野忠作） 通告順により、高橋秀典議員、ご登壇願います。

（2番 高橋秀典 登壇）

○2番（高橋秀典） おはようございます。議席番号2番、高橋秀典であります。平野議長より発言の許可をいただきました。第3回定例会におきまして一般質問に立たせていただきますこと、心より感謝申し上げます。

発表されました27年度決算によれば、一般会計をはじめ全ての会計において黒字を計上、指標の中でも実質公債費比率については8年連続で低下ということで、明智市長の采配のもと、非常に良好な財政運営がなされているとのことであります。

一方で、自治体の存続のためには、これまでのような拡充予算増大の時代は既に終わり、縮小しつつもその内容、質を充実させる、いわゆる縮充への転換が必要な時代であることは言うまでもありません。

しかし、例えば施設の統合整備などを行うにしても、財政的に余力がなければできない話ではございません。財政が安定している今のうちに打てる手を打つ、10年、20年といった長期の視点に立った戦略立案とその実行をお願いするものであります。

それでは、大きく四つの項目について質問させていただきます。

まず1項目め、この夏の我が市の観光についてであります。

震災以降、市長を先頭にかつて以上のにぎわいを取り戻すべく各関係者の皆様が努力を続けてこられました中、夏の各種イベント等への来場者数は、復興の成果を示すバロメーターの一つであると考えます。

まず、七夕市民まつり、いいおかYOU・遊フェスティバル、そしてすっかり夏の旭市の風物詩となりました砂の彫刻美術展、また併せまして、二つの海水浴場と市民プールについてこの夏の来場者数をお伺いします。

次に、七夕市民まつり、YOU・遊フェスティバル、砂の彫刻美術展について、復興財源による支援の現状についてであります。これについては昨日、宮内議員からの質問のあったところであります。それによりますと、現在増額されている部分に関しましては、平成32年までは継続ということでございます。この平成32年までとする、その理由を再度確認のためお伺いいたします。

次に、旭市の観光情報発信基地であります道の駅季楽里あさひについてお伺いします。

8月半ばにはオープン1周年を待たずして来客100万人を突破し、売上げも好調ということとあります。これは運営者、出店者の皆さんの努力のたまものであると思います。そんな中、今年1月には国土交通省により重点道の駅に選定されたわけですが、この重点道の駅がどのような制度であるのかお伺いいたします。

また、開業以来、野外ステージ、広場を活用して多くのイベントが開催されました。これは今後の展望ということでお伺いしますが、道の駅は単なる直売所ではなく、情報発信基地としての使命を持っております。魅力あるイベントで市外、県外から多くの方にご来場いただき旭市を知っていただくことは非常に重要であると思います。

ですが、現状、長時間のステージイベントの開催時には駐車場が不足し、買い物客が車をとめられないという事態があると聞いています。これについて、イベント時に臨時駐車場として使える用地を近隣に確保することはできないのかお伺いいたします。

道の駅が情報発信基地の役割を担うと同時に、ホームページや動画、YouTube、SNSなど情報発信ツールの活用は大変重要であり、スマートフォンの普及とともに、どこにいても世界中の情報を入手できる時代となった今、その効果性、重要性は一層高まっております。

そのような中、まずは閲覧の状況について、旭市ホームページの月間平均閲覧数、You

T u b e の P R 動画の再生数、旭市フェイスブックの登録者数についてお伺いいたします。

また、現在のホームページであります、主に市民向けの情報発信を目的に作られており、対外的な情報については分散して掲載されているように見受けられます。市外、県外あるいは国外に向けて旭市を P R していくためには、定住促進や観光 P R、企業誘致などいわゆるシティープロモーションに特化したサイトが必要と思いますが、この点についてお考えを伺います。

次に、外国人による国内観光、いわゆるインバウンド観光の促進についてお伺いします。

日本への観光客はアジア圏を中心に増加傾向にあります。本年 7 月の外国人観光客は前年比 19.7% 増、229 万 7,000 人となり、月間当たりで過去最高記録となりました。千葉銀総研のレポートによれば、千葉県の観光消費額における訪日外国人のシェアですが、今後オリンピック・パラリンピック開催の 2020 年には、県内観光全体の 16.8%、2030 年には 24.3%、県内観光の全体の 4 分の 1 近くまで拡大するとの推計も示されています。まさにこの十数年で県内観光の国際化が一気に進むことが予想されるわけであります。

また、県ではインバウンド観光を推進し、訪日客を成田や都市部だけでなく、千葉県全域で取り込もうということで施策を打ち出しているようではあります。

我が市でも観光戦略を考えると、当然これは視野に入れていかなければならないテーマであると考えます。特に最近では、リピート客を中心に日本ならではの体験型の観光が注目されています。成田から 1 時間圏内、こうした立地を生かして、プラス 1 日の滞在で可能な体験型観光、これを発信する場合どういった内容が当市の場合考えられるでしょうか。現状で考えられる体験型の観光資源についてお伺いします。

また、海外向けのプロモーションについて現状どのような取り組みがあるのか、実施しているものがあれば具体的にお伺いいたします。

質問は以上であります。再質問は自席にて行わせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、私のほうからは、1 番の夏期観光についての（1）の主なイベントの来客数、それと 4 項目めのインバウンド観光についてお答えします。

初めに、1 の主なイベントの来客数、今年度の主なイベントについて入り込み客数を申し上げます。

旭市七夕市民まつりにつきましては13万人、いいおかYOU・遊フェスティバルにつきましては14万3,000人、あさひ砂の彫刻美術展につきましては6万8,000人、海水浴場につきましては、2か所を合わせまして2万4,108人、市営海浜プールにつきましては7,327人でございます。

続きまして、4項目めのインバウンド観光について、(1)の体験型観光の開発についてお答えします。

現状ではどのような体験型観光が考えられるかということでございますが、今現在やっているものをお答えいたします。体験型観光の素材としましては、メロン、サンチュ、塩づくり、おにぎりづくりなどの収穫体験やコチョウランの仕上げ体験、サーフィン、パラグライディング、パークゴルフのスポーツ体験を旅行会社等に売り込んでおります。

今年度の実績でございますが、JAFの会員を対象としましたメロン狩りの募集を行ったところ、337人と大勢の方から申し込みがありましたが、抽選で33名の方に参加していただきました。

また、千葉県のモニターツアーでは、メロン狩りとコチョウランの仕上げ体験に20人が、また、はとバスで実施しましたコチョウランの仕上げ体験には21人の参加がございました。また、市内のサーフショップが開催しておりますサーフィン教室にはこの夏約300人の参加がございまして、このうち県外から参加者が9割、外国人も1割含まれているとのことでございました。

続きまして、(2)の海外向けプロモーションについてどのような取り組みを行っているかということでございます。

これは千葉県の事業になりますが、県内在住の留学生などの外国人の方に個人のブログやフェイスブックなどを通じまして、それぞれの母国語で千葉県の魅力を発信していただく「チーバくん大使」に取り組んでおります。

7月にはモニターツアーが開催されまして、中国やタイ、アメリカなどの出身者約20人が旭市を訪れ、昼食とメロン狩り、メロンの試食を楽しみました。帰りには道の駅季楽里あさひに立ち寄っていただきまして、地元産のトウモロコシや野菜、菓子などのお土産を買っていきました。なお、食事、メロンともとても好評で、旭市の魅力を外国語で発信していただけたと考えております。

また、マレーシアの雑誌及び新聞記者が旭市の七夕市民まつりを取材しまして、マレーシア国内へ情報を発信する取り組みが行われました。今年の10月から12月にかけて記事と

して掲載される予定です。

また、七夕市民まつりでございますが、千葉市の会社で働くベトナム人の方が、去年は40人ほどでございましたが、今年はおよそ100人が訪れ、まつりを楽しんでございました。

市としましては、今後も千葉県をはじめ周辺と連携しまして、個人情報網を活用しながら外国への情報発信に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、企画政策課から何点かありましたので順にお答えしたいと思います。

最初に、夏期観光の支援のご質問です。32年度までとする理由ということですが、昨日も答弁させていただきました、この支援をしている原資といいますか、資金が千葉県から交付された「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金、これを原資としまして旭市災害復興基金を活用しています。

その原資の運用期間が定められておりまして、これが平成32年度をもって終了ということから、旭市もそれに倣いまして32年度まで継続して支援していこうとしたものでございます。

続きまして、道の駅、重点道の駅とはどのような制度であるかというご質問です。

道の駅は、平成5年度の登録開始以来、現在では全国1,093か所に広がりまして、地元の名物や観光資源を生かして多くの人々を迎え、地域の雇用創出や経済の活性化、住民サービスの向上にも貢献しています。

国土交通省では、この道の駅を経済の好循環を地方に行き渡らせる成長戦略の強力なツールと位置づけ、関係機関と連携して特に優れた道の駅を選定し、重点的に応援する取り組みを実施しています。これが国交省の言う重点道の駅のくだりです。季楽里あさひですが、平成28年1月27日に重点道の駅に選定されています。

全国の選定状況としましては、全国モデル道の駅、最初はモデルということでスタートしまして、平成26年度に6か所、重点道の駅となりましたのが全部で73か所、平成26年度に35か所、平成27年度に38か所ということで指定されています。

千葉県内では、全国モデルということでとみうら、重点道の駅が3駅ありまして、発酵の里こうざき、つどいの郷むつざわ、季楽里あさひが選定されているという状況でございます。

続きまして、イベント時の駐車場不足、近隣に確保できないかというようなご質問です。

通常の道の駅の状況におきましては、販売イベントや季節イベントなどを開催しておりますが、今のところ駐車場は適正な台数かなということで考えております。高橋議員のおっしゃるとおり、イベントの種類によっては主催者や主演者、見学に訪れるお客さんが長時間駐車場を使用するため、道の駅利用者がとめられないケースがございます。そのようなイベント時は、現在のところシャトルバスを運行しまして、できるだけ旭中央病院の駐車場を利用させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

続きまして、ホームページ等の閲覧状況ということです。

ホームページの閲覧数ですが、平成26年7月から今年7月までの月間平均で、月の平均6万9,147件です。Y o u T u b e の旭 P R 動画の再生数ですが、動画は15秒もの、30秒もの、3分もの、29分ものの4種類ございまして、今年5月31日の公開から8月26日までの88日間で累計856回、このような状況でございます。

それと、旭市フェイスブックの登録者数ですが、旭市フェイスブックに「いいね」ということをしている方、これは8月26日現在で707人です。

続きまして、プロモーション専用ページということでのご質問です。シティプロモーションに特化したサイトが必要ではないかというご提案、ご質問です。

旭市のホームページは、市民向けの情報はもとより、外部向けのシティセールスの情報、ご指摘のとおり定住促進とか観光情報などを掲載しております。このため、現在は市外の方が見たときに、旭市の特徴や魅力などをひとまとめにして知ることができるような構成にはなってございません。

議員ご指摘のとおり、シティプロモーションに特化した専用ページの必要性については感じておりますので、今後他市の事例を参考にしながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、夏期観光について再質問させていただきますが、各イベント等の来客者数については伺いました。観光における復興の一つの目安として、震災以前と比べてどうであるのか。2010年を100とした場合、今年の現状について比較してお伺いいたします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、震災前と比較した数字を申し上げます。

平成22年度になりますが、旭市七夕市民まつりにつきましては、平成22年度は10万人、今年度と比較しまして、今年度は3万人増えております。増加率につきましては30%。

いいおかYOU・遊フェスティバルにつきましては、震災の前の年、14万人でございました。今年度は3,000人、2.1%の増となっております。

砂の彫刻美術展につきましては3万600人ございまして、今年度は3万7,400人、増加率につきましては122.2%の増となっております。

海水浴場につきましては3万3,172人ございまして、今年度は9,064人の減、減少率につきましては27.3%の減となっております。

また、市営海浜プールにつきましては1万113人ございまして、今年度は2,786人、減少率につきましては27.5%の減となっています。

以上です。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） そうしますと、イベントの来客者数としては、震災以前の状態を取り戻した、あるいはそれを超えているということであると思いますが、これは本当に関係者のご努力に敬意を表します。非常に喜ばしいことと思います。

ですが、海水浴客のほうは、いまだ震災前には及んでいないということで、今後の一層のPRが必要なのかなと思いますが、海水浴場に関しては現在どのようなPRを行ったのか、お伺いします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、海水浴場の今年度のPRについてお答えします。

海水浴場の情報のポスターや夏期観光の情報のポスターを作成しまして、首都圏のJRの駅172の駅にポスターを掲示しました。また、県内市町村や道の駅、観光協会などでも掲示していただきました。

さらに、千葉県に特化した情報誌、これ毎月7万部発行の情報誌に、海水浴場の情報を含め、夏期観光のPRをいたしました。また、無料の情報誌がございまして、それらにつきましても海水浴場の情報を掲載したり、海水浴場でのイベントについて、また県民だよりなどに掲載してPRに努めたところでございます。また、bayfmにつきまして、30回程度海水浴場などのPRに努めたところでございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） お聞きしますとさまざまなメディアを使ってということだと思いますけれども、さらにPRのほうを推進していただきたいなというふうに思います。

それでは次の、イベント支援についてですが、ちょうどオリンピックイヤーまでで復興財源からの支援増額分は一区切りということで理解いたしました。

しかしながら、この復興支援分の補助がなくなることによって、イベントによってはその規模の縮小といったことにもつながってくるのではないかなと思います。例えばですが、飯岡の花火、現在1万発がこれは5,000発にしましょうかとか、そういうふうになってきますと、やはりこれだけの集客、経済効果を作り出しているイベントが先細りになってしまうのではないかなと危惧もいたします。

こうした市民の手による観光イベントの重要性といったことについて、市ではどのようにお考えになっているのか、改めて伺います。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、イベントの重要性についてお答えします。

先ほど例がありました、いいおかYOU・遊フェスティバルにつきましてでございますが、今年度の夏期観光の中でもYOU・遊フェスティバルにつきましては一番多い入り込み客数と把握してございます。特に今年度につきましては、初の試みでございますが、有料席の販売を行ったところ350席が完売となり、購入者の多くが市外、特に東京や神奈川県などでの販売が約30%と記憶してございます。そのようなことから、市外からはもちろん、県外からの入り込み客数の割合が非常に高いと思います。

このことから、イベントにつきましては、市のイベントの中でも市に与える経済効果、また市のイメージアップにつながり、地域の活性化にもつながると考えておりますので重要なイベントと認識しております。

以上です。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 先ほどの財源の話にもなるんですが、この財源の確保といったことについて、例えばほかのいろんな方法があるのではないかなと思います。例えばですが、現在ふるさと納税の使い道、これは寄附する方が何パターンかの中で選べるようになっておりますが、こうした項目の中にこういったイベント支援といったようなものも入れることというの

は考えられないでしょうか。

中には、自治体がいわゆるクラウドファンディングですか、そういった仕組みを利用して、市外からの寄附を募って花火大会等維持しているというような、そういった例もあるようでございます。砂の彫刻などは全国にそれこそアピールできるようなものかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、お答えします。総額での補助金の財源についてお答えしたいと思います。

イベントの補助金につきましては、毎年予算編成の中で関係各課と協議しまして予算要求を行っています。今後の総額での補助金については分かりませんが、イベントを実施する上で財源の確保は非常に重要と考えてございます。

現在、いいおかYOU・遊フェスティバルにつきましては、協賛金をいただいておりますので、そのような中で議員から提案のありました意見などを今後の実行委員会の中で研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ぜひ、お金がないからいろんなものをどんどんやめていく、縮小していくというだけではなくて、やはり市民、行政が知恵と工夫を持ち寄ったイベントをぜひ維持していくということが必要かと思います。また、支援と言いましてもお金だけではないと思いますので、ぜひこれからのイベントが今後も継続しますよう、ご支援をお願いするものがあります。

それではそのまま、道の駅について再質問させていただきます。

重点道の駅の制度についてはお伺いしました。それでは、数ある道の駅の中で、なぜ季楽里あさひが選定されたのか、その理由についてお伺いします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 選定の基準ということですが、地方創生を具体的に実現するための地域活性化の拠点となる優れた道の駅について、先駆性、効果、実現の可能性等に基づき、国土交通大臣が選定するということです。

季楽里あさひの計画ですが、道の駅の加工施設を活用した生産者による六次産業化への取り組み、診療圏人口100万人の基幹病院等と連携し、医食農同源をテーマに、豊富な地元農水産物を活用したメニュー開発による地産地消に取り組むとしております。

具体的な取り組みとしましては、産業振興及び市内への移住等促進策としまして道の駅を活用した新ブランド創出、交流・連携として医食農同源の振興、情報発信機能強化であります。このような計画が認められ、重点道の駅に選定されたものでございます。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 医食農同源ということでもありますけれども、それでは今回重点道の駅に選定されたことによって具体的にどのようなメリットがあるのかお伺いします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 具体的なメリットですが、季楽里あさひのケースですが、現在国土交通省では関東重点「道の駅」協議会を設置しまして、本年5月に季楽里あさひワーキンググループを開催しております。その会議では、国・千葉県の農林・商工観光・道路部局の関係機関が出席し、旭市の計画に対しどのような支援や応援ができるかなどを協議している場がございます。

メリットとして一番大きいのは、重点道の駅の選定を受けたことにより、国やマスコミ関係からも先進例として優先的にコマーシャルをしていただけるということになろうかと思えます。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） そうしますと、全国的に注目度というのが非常に抜きんでくるということなのかなと思いますけれども、それでは、臨時の駐車場についてですけれども、イベント時の駐車場の確保について、現状は必要ないのではないかという見解かと思えますけれども、どんな野外イベントでもそうですけれども、例えば袋公園で実施されていますVILLAGE、これなどは市内外、県外からも多くの来客があり、滞在時間も非常に長いものになっています。こうしたイベントになりますと、ネックになるのはやはり駐車場の確保ということになろうかと思えます。

運営的に見ますれば、臨時駐車場の確保というのが理想的なのかなというふうに思えますけれども、重点道の駅の資料を見ますと、道路区域内の駐車場、休憩施設、トイレ、道路情報提供施設などは直轄道路事業、これは国道とかですかね、あと社会資本総合交付金などを

活用して国土交通省が支援するというふうにありますけれども、そういった意味での重点道の駅であることの恩恵というのはどうなんでしょう、今後は考えられないんでしょうか。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 重点道の駅のメリットの中でということで具体的な補助の話がございました。

季楽里あさひの現在の駐車場ですが、道の駅を造るということで登録を前提に道路としての認定を市がしまして、社会資本総合交付金を使って既に現在の駐車場等の整備を完了してございます。また、直轄道路事業とは、国が直轄で国道を管理している場所に限定されております。

ご指摘のとおり、重点道の駅の資料には、道路区域内に駐車場の支援について記載されておりますが、周辺に臨時駐車場を増設というケースになりますと、かなり難しいケースかなというふうに判断しております。

先ほど申し上げましたとおり、重点道の駅としての恩恵は、PRの面で大きいかなというふうに考えております。臨時駐車場の必要性については、今後さらに道の駅の利用状況、発展状況等を考えながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） それでは、（2）のほうの今後の展望ということですが、道の駅のこれからの可能性という意味でお伺いしますけれども、旭市の魅力を十分に伝えるグリーンツーリズムの拠点として、農業体験や本格的な週末農園などの施設を周辺に併設することというのはできないのでしょうか。

これについては、くりもとの道の駅等の事例もございます。そういった形であれば農地のままで、例えばシャワーなどの必要な設備も農園の附帯設備ということで設置可能ではないのかなと思いますけれども、そうした体験型の農園、そういったものの設置の今後の可能性ということについてお伺いします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） グリーンツーリズムとしての拠点ということで、体験型農業をはじめとしまして、例えばバーベキュー施設ですとか、そのほかにもドッグランがどうか

どというようなことは、道の駅の開業前に建設準備委員会の中でやはりさまざまな意見が出されまして、検討を重ねてまいりました。結果が今の結果なんです、さらに今後の展開ということでのご意見ですので、例えば道の駅を発展させるためには、ご提案のようなグリーンツーリズムの拠点、それから観光情報の発信の充実など、利用者に親しまれるさまざまな仕掛けが必要だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 道の駅は、訪れた人がそこから刑部岬に行ってみようとか、イチゴ狩りをやってみようとか、あるいはカキを食べに行こうとか、そういった観光の拠点として機能することが期待されているわけですので、例えばその延長で先日議題にもなりました海上キャンプ場など、他の市内施設との連携というのも考えられるのかなと思います。例えばですが、耕作放棄地を活用したグリーンツーリズム、農業体験と海上キャンプ場宿泊といった、点を線で結んでいくような連携というのも考えられるのかなと思いますが、お考えをお伺いします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 道の駅はまだ開業して1年に満たないというような状況でございます。当面の間は現在の運営ということで、運営を充実させるということで取り組んでおりますが、今後も発展させていくということになりますと、ご指摘のとおり、地域振興、観光振興の拠点ということで、市内施設を有効に活用するなどといったような仕掛けが必要だと思います。まだまだ観光情報の発信基地だとかというようなことをうたい込んでおりますが、その部分についてはご指摘のとおり、非常にまだ弱いというふうには感じております。

ただ一つの試みとしましてですが、例えば本年の春ですが、刑部岬展望館と防災資料館、そして道の駅を経由するあさピーのスタンプラリーなどを行いまして、それぞれの施設の利用者拡大等も図っております。

それと、耕作放棄地の利用ということに関しては、まだまだクリアすべき課題の整理などを行っていく必要がございますので、今後の検討課題とさせていただきたいなというふうに思います。

貴重なご意見ありがとうございました。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。同じことをやっていたのでは、やがては飽きられてしまうのかなというふうにも思います。旭市ならではの、それこそ季節折々の特色、魅力を生かした企画をどれだけ打ち出せるかということだと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それでは次の、情報発信について伺います。

旭市は住むのにいい所だし、近隣市に比べて優れた点がたくさんあるのにPRがいま一つだねというようなことを言われることがございます。どんなに素晴らしい政策、どんなに魅力ある観光資源に恵まれていまして、市外の方にそれをやはり知ってもらわなければ交流人口の増加、観光の発展ということにつながってこないのかなというふうにも思います。

せっかく作ったプロモーションビデオ、拝見いたしました、非常によくできた、旭市に行ってみたいと思うような内容のものでございます。この3か月ほどで、これは何パターンかありますが、それぞれ見ますと200程度のアクセス、こういうことではあまりにもっていないのかなとも思います。閲覧数を向上させるためにどのようなことを実施、あるいは今後に向けて考えておられるのか伺います。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） ホームページに記事を掲載した場合ですが、併せて旭市フェイスブックにも掲載して情報発信を行って、まず一つは相乗効果を図っています。それと、近年のスマートフォンの急速な普及ということに対応するために、昨年度ホームページの一部をスマートフォン用に構築して、昨年9月28日から公開して運用しております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 先ほど商工観光課長の答弁の中で、市民の個人的なインターネットのつながりを利用してという話もありましたけれども、市からの一方的な発信だけでなく、インターネット上のこういった市民の交流の場、これをうまく使っていくというのにも必要なかなと思います。

フェイスブックあるいはLINEといったものでは、市民同士での情報交換が非常に頻繁に行われております。例えば協力者を募ってイベントの現場等で積極的に情報、感想を流してもらうですとか、あるいは住んでいる地域で今度こういうことがあるよとか、そういったものを積極的に発信してもらう。言ってみればネット上に特派員のような、そういった市民

の協力を得るというのも、コストをかけずに情報を拡散する方法なのかなと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（飯島 茂） それでは、秘書広報課から回答をさせていただきます。

ネット上での特派員というようなことで、コストをかけずに情報の拡散をということでございますが、その効果は大きいものと考えております。そのネットワークの構築につきましては今後の課題とさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） コストの割に効果の大きいものだと思いますので、ぜひお願いしたいなというふうに思います。

それでは次の、シティープロモーションについてお伺いします。

ご答弁にありましたように、シティープロモーションの内容、またPRすべき政策とは広範にわたるため、効果的に推進していくためには個別の案件ごとに担当課がというよりは、庁内に横断的なプロジェクトのようなものも必要なのではないかと思っておりますが、どうでしょうか。お考えをお伺いしたいと思っております。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） シティープロモーションですが、名称や名産品、祭りやスポーツイベントなどの観光情報のほか、住みやすさ、暮らしやすさなどの住環境や勤労、雇用の面、子育てや医療、介護など福祉の面などの政策等も含めて旭市の魅力を知っていただけるような情報を発信することが重要であると考えております。

このため、議員ご指摘のとおり、政策等が広範にわたるため、横断的な推進体制が不可欠になると想定されますので、体制づくりを含めて検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ぜひよろしくお願いいたしたいと思っております。

それでは最後の項目、インバウンド観光について質問させていただきます。

答弁いただいた中で、旭市は体験型の観光素材にも非常に恵まれていることと理解いたしました。ところで、今年4月ですが、佐倉市、成田市、香取市、銚子市が、これは北総四都

市江戸紀行ということで文化庁の日本遺産、これに認定されております。これは2020年に向けた強力な対外向けプロモーションであると思いますが、これは県教育委員会を通しての申請であったようですけれども、こうした広域の連携では県と一緒にプランを組み立てていく必要があると思います。県としては当地域に対してどんな取り組みがあるのか情報をお願いしたいと思います。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） ご質問のありました県として本市を含めました広域的な取り組みについてお答えいたします。

今月9月17日土曜日から10月31日月曜日なんですけれども、この間、千葉県の交通計画課の事業でございますが、成田空港から旭市を経由しまして銚子市までの期間限定の高速バスが運行されます。担当課としましては、これらを活用しまして、訪日外国人観光客を呼び込めればと考えてございます。

また、乗降地の停留所の道の駅や宿泊施設等と協力しまして、旭市の体験型観光等をPRしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） やはり成田市方面からの足の確保、これが一番のかぎになると思いますので、ぜひこれが継続的な事業になるよう、近隣市と連携で働きかけを強くお願いしたいと、そのように思います。

体験的なメニューを充実させていくためには、これは行政だけではなくて民間での取り組みとの連携、これがどうしても必要になってくると思います。その点についていかがでしょうか。事例等ありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、事例を申し上げます。

これは市内の農家の方が協力しまして、先月8月28日の日曜日でございますが、サンチュなどの収穫体験を行いまして、その後、サンチュや地元産の豚肉等のバーベキュー大会を行う事業がありまして、これにつきましては40人の参加があったと聞いてございます。この事業につきましても、JAFなどの雑誌等に掲載していただきまして、担当課としましてもP

Rに努めていきたいと思います。

また、今後につきまして、地域の素材を生かした体験型観光を発掘しまして、来訪者に役立つ情報を関係機関と連携しまして広くPRしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 特に若い農家の方がつながり合って、またいろんな企画をというような話も、そこここで聞かれますので、そういった民間での取り組みというのをうまくネットワークとして活用していくことが必要なのかなと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは最後になりますが、海外向けプロモーションということで再質問させていただきます。

海外向けのプロモーションを市単独でというのは非常に難しい面もあり、やれることにも限界があるのかなとは思ひます。もちろん県の施策に積極的に乗っていくということも重要かと思ひますが、それとは別に、国の、これは観光局で外国人観光案内所の認定というのを行っております。これに認定されますと、外国語のインターネット上のサイト、あるいは観光局の各国にあります海外事務所を通じて海外に向けて重点的にPRしていただけるということでもあります。この道の駅の話と絡みますけれども、ぜひ道の駅の外国人観光案内所の認定を目指してはいかがかと思ひます。

県内では、既に道の駅としては発酵の里こうざき、それから、つどいの郷むつざわが認定を受けているようであります。これによって、情報をインターネットで世界に向け発信することができますので、認定を考慮してみてはいかがかと思ひますが、どうでしょうか。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） ご提案のとおり、世界に向けた情報発信、海外向けプロモーションについては、これから重要になってくる部分であるということは認識してござひます。

ただし、旭市内の外国人の受け入れ体制づくりですとか、情報をどのように発信するかなどの全般的な市の施策と併せまして、今後の検討課題として考えていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） こうしたプロモーションでありまするが、一般の企業で言う営業でありま

す。地方創生は知恵比べだと言われますが、同時にこれからは営業力の強化、センスアップが必要になってくるのかなと思います。ぜひ今後にご期待申し上げまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の一般質問を終わります。

◇ 林 晴 道

○議長（平野忠作） 続いて、林晴道議員、ご登壇願います。

（1 番 林 晴道 登壇）

○1 番（林 晴道） 皆さん、それからこの中継をご覧の方々、こんにちは。1 番議席の林晴道でございます。今定例会におきまして、平野議長より一般質問の許可がありましたので、皆さんの貴重な時間をいただき、事前通告に従いまして市民の命と幸せが一番との観点で質問をいたします。

初めに、宮内庁は8月8日、天皇陛下が象徴としての務めについて考えを示されたビデオメッセージを公表しました。現在82歳の陛下は、次第に進む身体の衰えを考慮する時、全身全霊で象徴の務めを果たしていくことが難しくなるのではないかと案じられていると語られ、生前退位には直接言及されないものの、その意向を強くにじませたお気持ちを表明されました。天皇弥栄申し上げます。

さて、執行部の方々においては、今議会終了後に次年度の予算編成が始まると思いますが、地方の景気も相変わらず低迷しており、アベノミクスの経済効果は当地域には依然として浸透しておりません。財政状況や事業計画をしっかりと見きわめ、守るもの、攻めるもの、我慢するものなどめり張りを持って来年度の予算編成に対応していただきたいと思います。

また、報道でも、毎日のように少年少女に対する事件が起こっております。関係機関との連絡を密にさせていただいて、犯罪の抑制に当たっていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

僕自身、大変微力ではありますが、この旭市に生まれ育ったことに大きな誇りと喜びを持って精いっぱい取り組んでおりますので、執行の皆さんにおいても、本市のさらなる飛躍と何より市民お一人おひとりのために一致協力のほどをどうかよろしくお願いいたします。

それでは、1 項目、選挙について。

先の第189回通常国会において成立した選挙権年齢の引き下げと投票率向上のための改正公職選挙法が適用後初となる参議院選挙がとり行われました。総務省発表の投票率は選挙区

で54.70%、前回2013年の52.61%を2.09ポイント上回っています。また、千葉県投票率は52.02%、前回の49.22%を2.80ポイント上回っています。これは、今回の選挙期間が通例より1日長い18日間であったことが増加につながったとの見方があります。しかし、本市の投票率は44.62%、前回の53.63%を9.01ポイント下回る大変な結果でありました。

そこで（１）投票率に対する考えについて。先の参議院選挙における本市の見解を伺います。特に投票率が国や県の平均を大きく下回ってしまった要因についてお尋ねをいたします。

次に２項目め、職員の人材育成について。

厳しい経済、雇用状況に加え、少子高齢化の進展など本市を取り巻く社会環境は課題が山積みしています。また、一人ひとりの価値観や生活スタイルが多様化し、市民の要求、いわゆる市民ニーズはますます高度化、複雑化しています。

地方分権の動きが加速する中において、こうした課題や高度化、複雑化する市民ニーズに対応し、これまで以上に本市の魅力を生かしたまちづくりを進めなければなりません。限られた財源、資源の中で市民とともに知恵を出し合い、有効な政策を打ち出し、市民自治による市民が主役のまちづくりを振興、推進していくことにおいて、職員の皆さんに課せられた責任は大きいものと考えます。これらを踏まえ、市民とともに悩み、考え、そして行動する職員を育成するための新しい取り組みを今後進めていく必要があります。

そこで（１）研修制度について。平成28年度職員共同研修においても、時代のニーズに合わせながら研修体制を変化させているとは思いますが、こういった視点で対応しているのか、お伺いをいたします。

次に３項目め、公共事業について。

本来公共事業とは、住民生活レベルの向上のための都市基盤整備のためにあるものですが、1990年代バブル景気崩壊以降、日本経済の回復を図るため、財源確保のめどが立たないまま、国主導で公共事業が過分に発注されてきました。この政策も景気回復の引き金にならず、依然景気は低迷したままで、各自治体においては税収の落ち込む中、地方の財源状況はかなり逼迫したものとなってきています。

本市においても例外ではなく、地方交付税を確保しつつも市債の発行、各種基金の取り崩し等を行うことにより、何とか財源を確保し、公共事業の発注を行っています。

しかし、そのことにより、インフラの整備が円滑に進み、いざ災害が起きた時、その復旧・復興が地域の団体によって迅速に行われているものと思います。公共事業が年々減少していることに加え、東日本大震災の復旧事業による資材の価格の高騰など、厳しい環境で

ざいます。実際、この先の公共工事の発注量については、大変不透明感がございまして、技術者や技能者の継続的な採用が困難と伺います。

そこで（１）今後の事業について。公共事業の発注に対してどのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。

続いて（２）入札制度について。近年の本市及び近隣自治体との状況、その落札率に対する見解をお尋ねいたします。

続いて４項目、観光事業について。

従来、観光は国や地方自治体、それにかかわる団体や事業者など観光関連団体事業がかかわるものでしたが、最近では観光施設や自然風景だけでなく、地域の持つありのままの魅力、人とのふれあいや日常生活も観光資源と考えられるようになるなど、観光の捉え方が多様化しています。

旅行形態についても、学校や会社での団体旅行が減少し、家族や友人、小グループで旅行に行く人が増えており、旅行内容も体験、活動、学習型へと変化が見られるようです。

このように、観光の捉え方や旅行形態が変化する中で、観光関連事業者だけでは観光客の多様化するニーズに対応できなくなっており、地域住民等と協力しながら地場産業を活用した観光を振興していくことが必要だと思います。

そこで（１）復興イベントについて。事業の目的と今年度の具体的な実施内容について伺います。また、参加人数と市内外の割合が分かれば、併せてお伺いいたします。

続き（２）恋人の聖地について。観光情報誌等でよく掲載されており、全国各地にありますこの恋人の聖地ですが、これはどのようなことで内容等を把握しているのか、お尋ねいたします。

以上、４項目６点の質問を、この旭市に育てていただいた恩返しの気持ちを込めていたしました。なお、再質問につきましては自席で行いますが、執行部においてはこれからの担い手である若者から、これまで長年社会の進展に貢献していただいたお年寄りまでが理解できるような優しい答弁に努めていただくよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（平野忠作） 一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、林晴道議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、総務課から、1の選挙について、それと2の職員の人材育成について、この2点についてご回答申し上げます。

まず、投票率の関係であります。これについて、前回からだいぶ下がった、国・県よりも下回っていると、その見解ということでありました。

この大きく前回から減少した原因、この大きなものは3年前につきましては、市長選挙と同日選挙であって、投票率も53.64%でございました。これがございましたので、減少率が非常に大きくなったのかなと、そのようなことがまず第一に考えられます。

それと、この地域全体の投票率を見ましても、当市を含む近隣地域において、県平均及び国平均投票率を下回っている状況がございます。この辺軒並み40%台ということで、地域的に低投票率であったのではと思われます。これについては、選挙区域が大きく、身近な選挙として感じられなかった、そういうことがあろうかと思えます。

あともう1点、今回投票区の再編で投票区域が広がったということもありました。これも若干の影響は考えられるのかなと、それが低投票率になった要因なのかなというふうに考えております。

それと、研修制度の関係でございますが、今多様化する行政需要、これに対応していくためには、職員一人ひとりが能力向上に努めていくことがとても重要であると思っています。市では、人材育成の基本方針を定めておりまして、これは27年度から33年度までの7年間の方針を持っています。ここの中で職員像として自ら学び、考え、行動する職員というのを大きく出しています。これは職場における人材育成、それから先ほどご質問にもありましたとおり、通常行われている、例えば初級研修からそれぞれの階層における研修、こういった研修による人材育成、それから人事諸制度、これは例えば自己申告制度の導入などを含めた職員の人材育成というようなことを入れてあります。その時々でメニューも若干変わります。そういった研修を含めて人材育成に努めているところでございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（平野忠作） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは、大きな3番の公共事業についてのうち2点についてお答

えを申し上げます。

まず、（１）の今後の事業について発注をどのように取り組んでいくのかというご質問でございました。

公共工事の発注につきましては、公平、公正に行うことが求められるものでございます。これにつきまして、地方自治法をはじめとしまして、市の条例ですとか、規則にのっとって適切に取り組んでいるところでございまして、今後も引き続き適切に取り組んでまいりたいと思っておりますし、今後の発注につきまして、平成28年２月に旭市総合戦略を新たなまちづくりの指針として策定しておりますので、ここに掲げております重点戦略、あるいは主な事業内容、これを達成するために必要な公共工事というものを計画的に発注していくことが必要ではないかというふうに考えております。

次に、（２）の入札制度について最近の状況と落札率ということでございました。

最近の入札制度の状況についてちょっと申し上げますと、旭市につきましては、建設業法施行令の改正に伴いまして、今年の６月１日に旭市建設工事適正化指導要綱及び旭市が発注する建設工事等の現場代理人に関する事務取扱要領の技術者の配置条件及び現場代理人の常駐の条件の緩和を実施いたしました。

近隣についても同様に改正を行ったものと思っております。

また、銚子市におきましては、最低制限価格等の算定基準につきまして、千葉県も採用しております中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル、これに準じた方式というものを平成27年４月から採用しております。

それと、公共工事の落札率でございますが、１億円以上の案件につきまして申し上げますと、旭市で80％前半から90％後半まで幅がございますけれども、１億円未満の案件につきましては、依然として90％前半というような、こういった状況になっております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、私のほうから大きな４項目め、観光事業についてお答えします。

初めに、復興イベントについて目的と今年度の事業内容についてお答えします。

目的につきましては、震災で観光客が減少したことから、このようなイベントを行うことによりまして、震災前以上の観光客の入り込みを図ることでございます。

今年度のイベントにつきましては、平成24年度から矢指ヶ浦海水浴場を中心に矢指ヶ浦復

興イベントとして開催してございます。今年は4,500人の方が来場していただきまして、地引き網や輪投げゲーム、宝探し、バーベキューを楽しみました。また、地引き網の参加者にはバーベキューの後に魚をプレゼントしたようでございます。

なお、地引き網の参加者に市内外別を聞いたところ、市内が3割程度、市外が7割程度でございました。今年は千葉県民だより7月号に復興イベントと地引き網が紹介されたこともあり、市外の方の事前の問い合わせが非常に多くありました。

続きまして、(2)の恋人の聖地につきまして内容と全国での件数、千葉県の状況についてお答えします。

恋人の聖地としましては、NPO法人地域活性化支援センターが展開する恋人の聖地プロジェクトで選ばれたデートスポットのことでございます。地域を代表します観光施設や地域の中からプロポーズにふさわしいロマンチックなスポットを恋人の聖地として認定しており、全国で137か所、千葉県では5か所が選定されております。

千葉県の内容でございますが、八千代市にございます京成バラ園、千葉市にございます千葉ポートタワー、木更津市にあります中の島大橋、富津市にございます石のまち金谷、それと館山市にあります鏡ヶ浦から富士の見えるまち館山ということで登録されてございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、再質問を行います。

1項目め、選挙について、(1)投票に対する考えについて再質問なんです。投票率が国や県の平均を大きく下回る要因はさまざまあるとは思いますが、僕は36か所あった投票所が19か所に再編されたことが最も大きな要因であると考えています。

これは容易に想像がついたので、前定例会において質問をいたしましたところ、総務課長は常時啓発をしており、投票所が再編されたので間違いがないよう、全ての方に個別の郵送でお知らせをし、啓発物資の頒布等を行いながら呼びかけは随時行って投票率のアップにつなげたいとの答弁でありました。しかし、結果としては、残念なことに大変な選挙離れを起こしてしまっております。そこで、この選挙において、啓発等で実際に行った内容とその費用について伺います。

また、昨日の伊藤房代議員の同様の質問では、さらなる啓発に努めてまいりたいとのことでしたが、これ以上さらに啓発を行っても効果が見込めないと思うのですが、併せて見解をお伺いいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 今回の参議院議員選挙における啓発活動ということであります。今ご質問にもございましたとおり、統合される区、これは各戸全てに直接郵送で統合されること、選挙があること、そのチラシをお配りしたところであります。

それと、そのほかの啓発といたしましては、当然市役所の庁舎等への懸垂幕の掲示、常時啓発として選挙日程の表示をしながら、投票所変更に伴う有権者へのチラシ等も再度配布しているところ、これは回覧とそれから個別の郵送、両方やっているということですね。それから投票所変更に伴いまして、旧投票所へ間違っていく方がいるかもしれない、その場合には新しいところはここですよということで案内看板をそれぞれ設置して、さらに選挙公報の新聞折り込み、こういったところ、啓発物資の配布も含めて経費は219万円ほどかかっております。

その他、経費を伴わない啓発活動ということで、例えば旭農業高校への出前授業と模擬投票と実施したところであります。それから商業施設での街頭啓発活動、これは選挙管理委員さん等も出席しながら実施しております。それと投票区変更に伴う区長回覧もさらに実施しながら、市広報等でも、これは広報で2回、ホームページにも常時掲載、防災無線による広報は選挙期間中、期日前が毎日行われていること、それから投票に行きましょうというような内容で実施したところであります。

さらなることは難しいのではないかと、今回市内高校2か所ある中で1か所しかできておりませんので、その辺の高校等への出前授業だったり、啓発をしながら、特に18歳、19歳になる方々の投票率アップに努めていきながら、どういう形で投票するのかを含めて周知をしていきたいということで考えております。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 投票所の再編に対する忙しさからか、啓発で本当に投票率アップにつながるものと考えていたのか定かではありませんが、この参議院選の数か月前に、公職選挙法が一部改正され、投票率向上のための新制度ができたので、その活用に対する質問においてはほかの自治体の経緯を見ながら検討していきたいと巧みにあしられました。そこで、結果を受けて現在のお考えを再度お伺いいたします。

また、希望者へ投票証明書の発行は、これ若年層の投票率向上に大きな役割を果たすと考えますが、ご見識をお尋ねいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 今回の法改正で変わった点、例えば共通投票所が導入できますと。

これにつきましては、全国で4か所の実施でございました。多分他の自治体もそうだと思うんですけども、二重投票を防止するということが非常に重要になります。その中で全てをオンライン回線で結びながら当日に間違いのないようにする。当日、仮に停電もしくはパソコンの機能停止、そういったことがあった場合にはもう投票ができなくなってしまう。少なくとも期日前であれば当日がありますからやり直しができる。そういったところも含めてなかなかこの部分はできなかったんだろうと思います。

共通投票については、さらに今回、全国での4自治体という状況を見ますとまだまだ難しいのかなと、そのように思います。

それから、期日前投票所の時間延長、これにつきましては、県内でも実施したところは都市部でありまして、遅い時間まで大きな店舗が営業している場所で行っていました。時間延長のメリットを十分に生かせる場所と考えられます。

当市におきまして、そこまでのインセンティブがあるのかどうか、そのところは現状の時間設定でも十分有権者の利便性が確保できるものではないかなと、そのように考えているところであります。ですので、できれば現状の夜8時までの中で実施してまいりたいと思います。

それと、投票済証明書の発行、これにつきましては、若干過去に国のほうで政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会で議論になったところがあります。その時の議論というのは、投票済証明書の発行を禁止するべく公職選挙法改正を検討するという内容でございました。

というのは、投票の秘密であったり、いわゆる証明の提示を求めながら投票をさせる、強要するというような、そういう可能性があるということでそういった議論があったように覚えています。この辺は新たな国の動き、それから他自治体の動向を注視しながら進める必要があるのかなと、そのように考えているところであります。

以上です。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 新制度、今現在活用している自治体もあるわけですが、よくない点を丁寧に取り上げて、よくご説明いただいたなという思いであります。

では、参議院選挙で投票率の向上のため活用できるはずの新制度、これを使わず、今後どのように投票率を向上させるお考えがあるのか。また、担当課長の話を伺いまして、若者が選挙に行かない理由やその対策と実際若者の考えや意見には大きな差があると感じました。若者の投票率向上の対策は、若者が対応しなければ本質を捉えることができないと思うのですが、その点をご認識いただくことはいかなるものでありましょうか。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 今回の選挙に先立ちまして、先ほども申し上げましたが、主権者教育の一環ということで、市内の県立高校におきまして新たに有権者となった高校3年生を対象にした出前授業、それから模擬授業を実施したところであります。

そこでの意見としては、ぜひ行きたいというようなお話があったところであって、それらはぜひ行ってくださいということで啓発をしたと。それが全ての高校にできておりませんでしたので、そこを実施することで少し投票率のアップにつなげられたらなと思っています。

あと、若者世代の投票率を向上させるというのは非常に難しいのかなというところも現実にあります。特に18歳で例えば高校3年生になるんですけれども、そこを卒業した方も18歳、19歳でおられます。よく見てみますと、住所をこちらに置いたまま都市部のほうへ行ってしまっている方もまだまだ多数いると。そういった方たちが身近な選挙でなくて、大きな選挙ではありますけれども、不在者投票というような制度もありますけれども、そういったところも含めて、なかなか投票しに行くのが面倒になってしまっている、そういったところもあると思います。

特に参議院選挙のように大きな区域での選挙になりますと、候補者のPRもそれぞれの地域に行き届かないという面も現実にあると思います。そういったところも含めて、今選挙管理委員会の中でも投票率アップに向けてどのようなことができるのか、他市の事例を参考にしながらPR活動していきましようという話もありますので、その辺はしっかりと他市の事例を踏まえて取り組んでまいりたい、そのように考えております。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、次の項目に移りますけれども、若者の対応、なかなかこの言葉では伝わらなかったかなと思います。ぜひ若者に考えてもらって、そういうことを自主的に行ってもらえるような、そういう体制を作っていただきたいと、そういうことでありますのでご検討のほど、ご認識をいただきたい。お願いいたします。

続いて2項目め、職員の人材育成について。（1）研修制度についての再質問を行います。

平成28年度職員共同研修においても、時代のニーズと合わせながら研修体制を変化させていると思われていますが、こういった視点で対応しているのか、そのことでございますけれども、実際に研修がどのような形で政策等に生かされているのか、研修の効果や評価について具体的にお伺いをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 研修の効果というようなお話であります。

特に内部研修をまず新規採用職員が採用されました時には、グループウェアであったり、新任職員研修をやって、その先にさらに新規採用職員のサポーター制度、これを実施しています。これは毎月のレポートを上げながらその場で指導していく、そういったところで、それは個人に対して実務能力を上げる、例えば接遇に関しても相当の効果が上がっている、そのように感じています。

それから、市民への接遇能力向上を図るために、窓口の対応状況ということで、例えばこれはコミュニケーション能力を診断して、その結果を踏まえた診断研修、そういったものも出している。

さらに、研修の診断レポート、こういったものは掲示板で周知するなど、フィードバックに努めてきている。こういったものは特に窓口でのクレーム対応等であるとか接し方、そういったものはとても重要であるということで、窓口の電話応対診断等も実施しながら、これも100点満点中点数をつけながら全部見られるようにしていつている、そういったところも現実に評価しながら能力を上げてきている。

特に一般研修と違って、実務の中で実施するものはそれぞれ法的なもの全部ありますけれども、それは各課の指標の中で実施していくということになります。

全体的な話としては、今のような形をとりながら市民サービスの向上につなげられるようなもの、全職員が能力向上に努められるということで評価を出しながら研修として実施しているということでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 新規採用職員に対しては、いち早く活躍できるようさまざまな研修を行い、その後、年数を重ねる中で各種の研修や経験により、地方公務員として能力の向上に努めているものと感謝をいたしております。特に課を束ねる課長職は責任も重く、緊急に判断

を求められることもあると思いますし、まず部下から信頼され、組織が目標に向かって業務を遂行する環境や体制を整えなければなりません。そこで、課長職の接遇等の研修はどうなっているのか、これ伺います。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 現在、課長職限定での接遇研修は行っていません。ただ、診断結果の研修等、職員へのフィードバックを図る上で主に管理職を対象にしていたということもあります。そうすると、現在の課長職の中でこれを受講されている職員もいるということでもあります。

ただ、課長職にあつては、平成23年度より人事考課制度を実施しております。その中で特に行動という部分で総合的に考課を実施しているところがございます、これについては責任感であったり、法令遵守であったり、市民満足志向、例えば判断力、調整力、統率力、人材育成力、コミュニケーション等そういった項目で点数をつけながら実施している。これは当然、個々の課長がそれぞれ意識しながら対応して行動しているもので自分を高めていっている、そのように感じているところでございます。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 課長職の能力や意識を高めることで組織そのものが働きやすくなり、業務の向上につながるものと考えられます。課長は、部下の手本となり、誰にでも公平で公正に接していただきたいと思いますが、課長職のことでもありますので、加瀬寿一副市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬寿一） 旭市の課長職、これ幹部として一番上でございます、ご存じのとおり、組織上一番上になっております。林議員おっしゃるとおり、課長は職員を管理、監督する立場でございます。みんなに自分の仕事、ふだんの姿、背中を見せて課員を引っ張っていく、それが課長職だと私そのものは思っております。

その一番かなめとなる課長職がある意味、そこまでいかないといいますが、いろんな疑義、それからどうもおかしいなという、そんな声も聞くときもございます。そのような場合ですが、私の立場といたしまして、常に日ごろの業務なり、ふだんのコミュニケーションの中でまずい部分、それから方向性が違うよと、その辺は十分監督をしながら指導していきたい、

そのように考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 頼もしいご答弁いただきました。ありがとうございます。

次の3項目、公共事業について。（1）の今後の事業について、再質問をいたします。

合併後11年が過ぎ、この間、新市建設計画に基づく事業や東日本大震災からの復旧・復興事業等、各種公共事業を実施してきました。今後も合併特例債等を活用して事業を行うものと考えられますが、交付税の激減緩和措置が終了する平成33年までに間に合う主な公共事業の内容とその金額等についてお伺いをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） まず、今後の33年度までの公共事業の内容、主な事業、それと金額ということでございますが、総合戦略のほうにつきましては金額、事業費で管理してございません。K P I という別の達成度を見るというような管理していますので、金額についてはご容赦願いたいと思います。

昨年度に策定いたしました総合戦略に掲載している主な事業ということで、これのまとめ方ということもありますので、基本施策ごとに主な事業を説明させていただきたいと思います。

基本施策の学校教育の充実というところでは、学校大規模改修事業があります。これは老朽化や機能低下に伴う工事、非構造部材の耐震化工事を実施していくという事業です。

次に、基本施策では、安全で快適な道路の整備、こちらには旭中央病院アクセス道、飯岡海上連絡道、南堀之内バイパス、震災復興・津波避難道路などの道路の整備、また市道の維持補修事業、橋梁長寿命化修繕事業などがあります。

それから、基本施策の良好な生活の環境の形成、ここでは排水対策のため、蛇園南地区流末排水整備事業を記載してあります。

また、基本施策の震災からの復興と防災力の強化では、防災行政無線等整備事業、津波避難施設整備事業があります。

続きまして、基本施策、消防力の強化では、消防水利の整備があります。これは水利不足の地域等に耐震性貯水槽を計画的に新設していくというものです。

最後になりますが、基本施策の行政経営の推進というところでは、新庁舎建設事業を掲載

してございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 大規模な公共工事がまだまだ予定されているようです。市民からの要望の高い事業に対し、これを優先的に行う必要があると考えられますが、お伺いをいたします。また、事業の進捗率等を踏まえて予算配分等を行い、繰越事業がないように努めていただきたいと思いますのですが、お尋ねをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） では、財政課からお答えをいたします。

まず、どのように優先順位をつけて進めるかということでございますけれども、まず現在は復興関連事業、そこを重点的に進めることが肝要ではないのかなというふうに思っております。

それと現在合併特例債が使える期間でございますので、それを活用しない手はございませんので、合併特例債が使える事業、ここというところは優先的に進めなければならないのかなと思っております。もちろんそれを進める中でも市民の要望というのはわきまえた上で進めるということが肝要になろうかと思っております。

それと、繰越事業の件がございますけれども、繰越事業、やむを得ない場合に限り行っているものでございまして、安易に繰り越すということは考えておりませんが、どうしてもしょうがない場合には繰り越しをしているということでございます。これにつきましても、計画的に事業を進めるということで、なるべく早期の完成といいますか、最初の予定どおりの完成に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 日本の景気を回復させるという目的で、安倍晋三政権の掲げる経済政策、アベノミクス3本の矢、その第二の矢は財政出動で公共事業にお金を投入するというものがあります。政府は、国のインフラ事業、つまり公共事業などに財政資金を投入し、雇用者を増やすことで景気を回復させることを目的としているようでございます。

そこで、現在の旭市は、財政的に体力があると感じているのですが、体力がある今、地域経済の状況や雇用を考えての事業計画となっているのか伺います。また、今後の方針につい

て併せてお尋ねをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 林議員おっしゃるとおり、総合戦略ということは、今回の総合戦略策定の大きな目的はまち・ひと・しごと、これがテーマでございます。

そういうようなことから、いわゆる雇用の面、そういう面は特に大きく出ている計画かなということで、重点戦略としてまち・ひと・しごとということを位置づけておりますので、十分その辺は配慮して計画を作っているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 続いて3項目、公共事業についての（2）に移りますが、入札制度について再質問をいたします。

本市は、県や近隣自治体と比べ制度の改正が少なく、そのため市内外の業者間で格差が生じているのではないかとと思われます。それに加え、市内の災害対策協力会が県や近隣自治体で行った制度改正に関する要望書を市に提出しているということを聞くんですが、今後復興関係事業や庁舎建設、道路関係事業等が予定されておりますが、入札を公平・公正に行うためにどのような対策を考えているのかお伺いをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 入札について今後どのような対策を考えているかということでございます。

旭市建設業災害対策協力会からは、過去に一般競争入札の総合評価方式の導入ですとか、千葉県に準じた最低制限価格の導入等について要望をいただいている経緯がございます。このうち、総合評価方式につきましては、平成23年度に2例ほど試行として実施をいたしました。その中で学識経験者の意見を聞いたり、価格以外の評価項目を入札参加資格委員会で検討するなどの過程がこの事業ですと加わりますので、通常の一般競争入札よりも多くの期間が必要になるということが判明いたしました。

一方で、現在行っております事後審査方式につきましては、入札参加の資格審査を入札後に実施することにより、通常の一般競争入札よりも短い期間で落札者を決定することが可能となっております。

したがって、復興関連工事というものは、その性格性から見ましても、より早く完成するということが求められることになろうかと思しますので、スピードというものを求められる工事につきましては、現在の方式のほうが適しているのかなというふうにも考えております。

また、公平・公正性についても、現在の方式、特に問題があるというふうには考えておりません。

それと、千葉県に準じた最低制限価格の導入ということの要望もございましたけれども、これにつきまして、現在の旭市の工事の平均落札率というものが90%を超える状況にございまして、さらに言いますと、最低制限価格近くで落札した工事につきましても、施工について特段問題ということは見受けられない状況がございしますので、今のところ導入について特段必要性というものは感じておりません。

ただ、県内におきまして、ほかの市の導入後の経過というものも参考にしながら、必要に応じては検討していきたいなと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 市内外の事業者間で格差が生じるのではないのかなと、そういうように感じているんですけども、入札参加者に誤解を招かない、適正な入札制度を行わなければならないと。

その中で先ほどちょっとございました、長いんですけどもね、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルですか、これと本市の現方式との違い、これ具体的に分かりやすくお伺いをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） それでは、違いということで申し上げます。

長いんですけども、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルですが、本市の違いということですが、現在のまず本市の方式のほうを申し上げますと、本市の方式は予定価格に対して70%あるいは80%といたしました一定の比率を掛けまして最低制限価格を算出しております。

これに対して、協議会のモデルにつきましては、予定価格算出の基礎となりました項目、例えば直接工事費ですとか、共通仮設費ですとか、現場管理費あるいは一般管理費、そういった項目に別の数字の率を掛け合わせまして算出した額の合計額、これを最低制限価格

として算出するものでございます。

この協議会モデルにつきましては、昭和62年に発表されまして、その時点におきましては、最低制限価格といいますのは範囲がございまして3分の2から10分の8.5の範囲ということでございました。

その後、平成21年度に改正がございました。当時建設産業を取り巻く環境が極めて厳しいということで、建設業が地域の雇用を確保する、地域産業の中核として持続的に発展することができるように適正価格での契約を推進するという意味合いから改正を行いまして、率のほうが変わりました。変わった率が10分の7から10分の9の範囲ということで引き上げられたところです。

これを受けまして、旭市としては70%、80%と、こういった形で設定して現在に及んでいくということでございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 名前も長いですし、なかなか今の説明では分かりづらいんですが、近隣がそのようにしていると、そういう中で本市が条件が違って大丈夫なのかなと、そういうような感じを抱いておりますので、その部分に関して、交付税が減額され一本算定になった場合、平成27年度交付税から33年度には20億円程度が減額されると聞きます。貴重な財源を使い、市民のためになる公共事業を行い、市民福祉の向上に努めるためには、入札制度について多方面において調査や情報収集を行い、市内の関係団体と意見交換等をした上で新たな取り組みが必要なのではないかと思うのですが、入札参加資格委員会と公正入札調査委員会の委員長であります加瀬副市長の見解を求めたいと思います。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬寿一） 指名でございますので、委員長の立場としてお答えしたいと思います。

まず、今の制度そのものですが、公平・公正性については問題ないと私は認識しております。

入札の制度につきましては、ただいま議員おっしゃいました旭市建設工事等入札及び契約制度検討委員会、これ19年に設置をして、これまでも入札また契約制度について検討を今までも重ねてきております。若干先ほど第1回目の回答で財政課長が申した部分があるかと思いますが、そのたびに若干の改正をしたり、そんなことをやってきました。

今、先ほど申しました長い名前のその制度そのものが、今すぐにどうかこうかと、まだ今のところ、この検討委員会ではまだ議題として扱っておりません。ただ近隣の状況等、動向等も見ながら、旭市にとってこの制度がいいのかどうか十分検討していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

なお一層、適正な運用ができるよう、この制度を動かしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 引き続き研究のほどをお願いしたいと思います。

続いて最後の項目、4項目、観光事業について。（1）復興イベントについての再質問をいたします。

震災からの復興を願い、毎年実施されている復興イベントですが、今年度は市外から参加者が7割近くを占めていると、先ほどの回答がございました。これは大変喜ばしいことで、市外の方にぜひ旭市にお越しいただきたいと思うのですが、市外からの参加者割合が多くなっている要因についてお伺いいたします。また、その多くが車で来場と思いますが、会場周辺の駐車場の状況と交通渋滞についてお伺いをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） お答えします。

二つ質問がございまして、市外の方が多いというお話でございました。これは先ほどもお話ししましたように、市外が7割、市内が3割ということでございまして、今回の推測でございまして、県の発行します県民だより、これに掲載していただきましたおかげで、開催前に非常に問い合わせが多うございました。そのようなことから市外の方が増えたと思います。

それと内容でございまして、地引き網ということで、非常に珍しいということで、その関係でも市外の方が見えたと思います。

駐車場の関係でございまして、矢指ヶ浦の海水浴場周辺には約280台の駐車スペースがございます。今回当日のイベントには、別にサーファーの方も多く、朝早くから駐車場が埋まってしまいました。駐車場が満車になってからはっきりとは分かりませんが、路上駐車がございまして、これについては50台から60台ほどあったと記憶しております。ただ、交通安全指導員の方々の誘導によりまして、安全の確保に努めていただいたところでございます。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 昨日の同僚議員の質問で、復興イベントに関する事業については、平成32年度まで同額を支援していきたいと市長の答弁がありました。継続的に同様の事業を行う考えであるのかお伺いをいたします。また、そのような場合、復興イベントへの参加者等の車の台数に対し、会場周辺での駐車場が全く足りていない状況ですが、春に行われます桜まつりのように、その時期だけでも駐車場を整備することができないものなのか、これをお伺いしたいと思います。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） お答えします。

イベントを今後も続けるかとのことでございますが、これにつきましては、地域の実行委員会のほうで行っておりますので、その方々と協議していきたいと思います。

なお、これにつきまして年々観光客というんですかね、来場者が非常に増えていきますので、担当課としましては今後も続けたいなと思っております。

また、駐車場の関係でございますが、これにつきまして周辺に駐車場に適しました土地があるか調査しまして、期間限定で駐車場として整備できるか研究してみたいと思います。

以上です。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 一時的でも大勢人が集まることは、にぎわいや活気があって非常によいことだと思います。

一方、震災で実際に傷ついた近隣住民に対し、交通渋滞やマナーなど配慮が必要になりますが、それらの具体的な対応についてお伺いをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 交通安全、駐車場の関係とかそういうものにつきまして、この地域の方々におきましては、交通安全協会の方がイベント、また海水浴場が開設されている期間、特に土曜日、日曜日には混みますので、その点につきましては交通安全協会の方にお願ひして交通整理、それと交通安全の確保に努めていただいておりますので、今後もそのような形でやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 続いて最後の（2）恋人の聖地について再質問をいたします。

これはNPO法人地域活性化支援センターが主催する、自然に囲まれた場所、夜景のきれいな場所、記念品が作れる場所などが選定されたデートスポットです。そこで本市にある飯岡灯台周辺環境は景観もよく、展望館があるなど、恋人岬として恋人の聖地にふさわしい場所であると思うので登録に向けて取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 議員がおっしゃいました飯岡灯台周辺は、年間を通じまして多くの観光客が訪れている地域でございます。また、恋人の聖地としまして登録、PRすれば若者も増えることが予想されます。

現在、恋人の聖地としての取り組みは行っておりませんが、既に認定されたスポットの状況などを調査・研究しまして、旭市観光物産協会と協議しながら、どのような取り組みができるのか、考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 飯岡灯台周辺を恋人岬として恋人の聖地に向けて取り組むことに対し、担当課としてどのような進め方、これを考えられるのか、伺いたいと思います。

これは特に若者への対策が重要になると思しますので、先ほどの1項目めの選挙についてでも申し上げましたが、若者の忌憚のない意見や発想の収集が大切で、それらを若者自身に取り組んでもらい、行政はその手伝いをする程度がよいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 恋人の聖地としてどのように整備するかということでございますが、やはり若い女性に人気のあるスポットでございますので、こういった場所や状況に若い人が引かれるか、そのようなことでございますので、当事者でございます若い女性の意見を大事に、大変参考になると思しますので、その方向で検討してみたいと思います。

以上です。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 今回、飯岡灯台周辺が恋人岬として恋人の聖地にふさわしいと思い、市場調査を行いました。初めに、このことに詳しい広告宣伝業界の知人に相談しましたら、20

歳から35歳までの女性、これを業界用語でF 1層というそうですが、その重要性について聞きましたので調査をいたしましたら、38歳男性の僕は考え方の違いに啞然といたしました。その一部であります、レトロやアンティーク、または色彩のイメージ感が必要だ、女性同士で行きたくなる場所でなきゃいけない、撮影箇所や撮影小物が充実しているのか、落書きの対応が必要だ、SNSにアップしたくなるのか、花はヒマワリが人気だなどの、当初想定した風景や夜景、それから天候や季節の対策とか、有名なものですとね、幸せの鐘だとか、恋の南京錠などと聞きますけれども、それを確認しましたら、あればあったでいいけれども、特に興味を示さなかったことに、感覚の衰えに虚しさを覚えました。

ここでしっかり若者の意見集約を行うことにより、恋人の聖地に登録されなくても、恋人岬として年間や1日を通して各世代でにぎわいのあるものになるものと思いましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、登録がされた場合には、爆発的な観光客の増加の足がかりになるものと思います。観光事業の推進にとどまらず、出会い創出の場や定住促進、少子化対策等あらゆる面に波及が考えられます。

最後になりますが、市長や議長をはじめ、この議場の多くの方も一度は大切な方と飯岡灯台に行かれたことがあろうかと思います。ぜひ登録に向けて取り組みや整備を行い、これを口実に、いま一度足を運んでいただきたい、青春を感じ取ってください。僕も続けていきたい、そう思う所存であります。

指名はできませんが、我こそはと思う方にご答弁をお願いし、これで今回の一般質問を終わります。丁寧な答弁に努めていただき、ありがとうございました。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 林議員の本当に情熱あふれる若い層を代表した考え方を述べていただきまして、本当に参考になった次第でありまして、旭市としましても、恋人岬という名称にするのか、どういう方向で動くのか分かりませんが、ぜひ刑部岬、灯台から見る夜景とか富士山とか、そういったものは大事な観光スポットでありますので、そういったもので活用していきたい。私も2人で行ったことはありませんけれども、家族で何回もちよいちょい行っておりますので、今度は2人で行ってみたいなど、じいさんとばあさんということで行ってみようと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後 1 時 5 分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 5 分

再開 午後 1 時 5 分

○議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（平野忠作） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（21 番 高橋利彦 登壇）

○21 番（高橋利彦） 21 番、高橋です。

大きく分けて 5 点の一般質問を行います。

大きな 1 点目の中央病院についての 1 点目は、合併をする経営形態を変えるということは生き残り、勝ち残りのため以外ありません。旭市の合併も生き残りのためでした。中央病院の独法化に当たっての市の検討内容、これまでも 12 月、3 月と 2 回質問しましたが、全く理解、納得する答弁がもらえないので、再度質問します。

まず、1 点目は、医師不足の検討委員会がなぜ飛躍して経営形態の検討委員会になったのか。その委員会のメンバー、職業について伺います。

2 点目は、柔軟かつ迅速な予算の執行ができないということですが、合併後、臨時議会を開催したことはあるのか。

3 点目、医師、看護師不足、独法なら柔軟迅速にできるが、今まではどのようなことでできなかったのか。

4 点目は、国の医療環境が変わる中で、議会、市の執行を通してからでは対応が遅くなるということですが、具体的にどのようなことがあったのか。

5 点目は、実質的に赤字が出たことはないということですが、交付税を繰り入れ、また退職金の減免、繰り入れがあったからではないのか。

6 点目、東日本大震災で医師が 14 名やめたということですが、何が根拠なのか。

大きな 2 点目の英語教育実施状況調査についてであります、国際化の中で政府は英語力

を平成29年度までに中学3年で身近な英語を理解し、使用できる英語検定3級以上50%という目標を掲げています。

そこで、先般、平成27年度の結果が公表されましたが、旭市内各中学校の結果と、また国・県との比較、そして教員で英検準1級以上の資格を持っている人は何人いるのか伺います。

大きな3点目の業務についてであります、その1点目は、課長の職責についてであります。

組織には業務分掌、そして立場により職務上の責任が決められていますが、課長の職務上の責任について伺います。

2点目ではありますが、行革を進め職員の削減をしている中で、市長、また議長に随行ということで、課長級の職員が同行しています。そして、先般の議会において、秘書課長としての業務ではなく、秘書業務の答弁をされました。今携帯電話もある、また行事の招待であれば招待側が対応してくれます。そして市内の会議であれば、担当課なども出席、また市外の会議では同席できません。それなのになぜ随行が必要なのか。

大きな4点目の行政改革についてであります。

まず1点目は、行政改革推進課設置以来、六、七年たちました。そこで、まず1点目として、行政改革とはどのようなことを改革するのが行政改革なのか。

2点目は、課設置以後の人件費を含めた総費用と効果額について。

3点目は、平成27年度の人件費を含めた総経費と効果額。

4点目は、交付税優遇措置の終わる平成32年度までの削減額についてお尋ねします。

2点目は、合併の目的は効率のよい業務、それに伴う人件費の削減です。新市建設計画の主要事業でも定員適正化計画と職員の能力の向上でありました。そして、現時点でこの計画を大幅に上回る職員の削減をできたということで自負しておりますが、そこで伺います。

合併時と比較した削減人数。

2点目は、合併後、指定管理者、または委託した部署の職員数、再任用職員数。

3点目は、市町村財政分析での旭市の人口1,000人当たりの職員数、それから千葉県平均の同じく職員数、全国類似団体の平均職員数。それから、類似団体での旭市の順位。それから、千葉県の平均の職員数で算出した時の旭市の職員数と、どれだけ多いのか、その人数について伺います。

大きな5点目は財政についてであります。

全国の市町村の大半は財源不足を国からの交付税に頼っています。収入の大きなウエートを占める交付税が減らされては行政運営ができないということで、旭市も合併しましたが、交付金、言われているように多く来ているのか、何点か伺います。

まず、1点目はなぜ交付税は交付され、その用途には制限があるのか。

2点目は、交付税の合併時の平成18年と26年を比較して、その増減額を項目ごとに伺います。

まず、1点目は、交付税総額。

2点目は、中央病院の繰り出し額。

3点目は、実質市の増えた額。

4点目は、合併特例債、臨時財政特例債の交付税算入額。

5点目は、人口、面積、道路分の算入額。

2点目は、交付税削減に伴う財政について。

交付税の優遇措置がある中で基金、つまり貯金の取り崩し。

そこで、伺います。

まず、1点目は優遇措置のあるときになぜ基金の取り崩しをするのか。

2点目は、市長は財政シミュレーションを指定していますが、その根拠について。

次に、小さな（3）でございますが、市民の生活に欠かすことのできない道路などのインフラ整備、市民の要望をかなえるには、現時点で17年の長い年月がかかるということですが、毎年新しい要望が出ます。このままでは20年、30年と延びても短くなることはありません。

そこで、お尋ねします。

まず、1点目として、道路の資産の簿価、それから、道路の耐用年数、資産を耐用年数で割った年間の額、平成27年度の維持補修費。

2点目は、財政課はこの現状をいつから把握していたのか。

3点目は、交付税が多く出ていると言いながら、なぜこのような結果になっているのか。

4点目、平成27年度決算で24億数千万円余った中で、市民あつての行政、市民の要望をどうするのか。

以上で1回目の質問を終わります。あとは自席でお願いいたします。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高橋利彦議員の一般質問に私のほうから1番の中央病院について、独立行政法人化に当たって、市の検討ということについて、その考え方について私のほうからお答えをいたします。

病院事業の経営については、市長をはじめ我々行政の職員だけでは専門的に詳細な知識を必ずしも有しているとは言えません。そうしたことで、有識者による検討委員会を組織して、病院経営の形態を審議していただきました。その報告をいただきました中で、結果が独法化すべきであるという結論を基に、地区懇談会や議会の全員協議会、市内の各種団体の役員の方々、病院の役員、職員等に説明をして意見を伺ってまいりました。

これらの質問の中でいろいろあったと思いますけれども、柔軟迅速な経営、医師不足、総体的に14名がどういう状況なのか。そしてまた、職員の意識改革、そうしたものも大事ではないのか。それと病院があまりにも大きくなったというようなことの中で、その透明性、そういうものも十分検討していただくということで、検討委員会に議論をしていただくということになったわけであります。

そしてまた、そういう結果の基に、庁議や課長会議、庁内での会議の中でも、この問題は十分何度も取り上げて議論を行ってきたところであります。これらを踏まえ、市と病院とで協議をしながら検討を続けてきて、その結果、地方独立行政法人化について移行を固め、昨年3月、議会で定款と評価委員会条例を議決いただき、以後は法律に沿って各種議決をいただいた上で、本年4月の設立になったわけであります。

旭中央病院は旭市の宝であり、地域医療を支え経済面、また雇用の場としても旭市にとってはなくてはならないもの。将来的にも引き続き高度医療の提供と安定した経営を行っていくようにとの考えで、市としても十分このことについてメリットがあるというような考えの中で、独法化に踏み切ったということをご理解いただきたいと思います。

それと、交付税削減に伴う財政について、市長は財政シミュレーションを指定しているというような話がありましたけれども、財政シミュレーション指定ということではなくて、新たなシミュレーションを作っていこう、今年も24億円も黒字を出している中で、果たして本当にこの基金を取り崩しながら財政を運営していかなければいけないのかと、そういうことについてもきちっとした財政シミュレーションを作っていこうということで、新たなそのシミュレーション作りに財政課のほう、命じたところでありますので、理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（平野忠作） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 全般的な回答ということで、市長のほうからいただきましたので、私のほうにつきましては、質問の中で幾つか具体的なものがありましたので、それについてお答えしたいと思います。漏れていましたら、ご指摘のほうお願いしたいと思います。

まず、医師不足というような状況から経営形態の研究するような委員会になったというようなことで、そのメンバーはどういうメンバーだったのかという、そういうご質問です。

まず、学識経験者3名です。具体的に氏名申し上げますと、近藤俊之さん、この方は委員長をやられまして、特定非営利活動法人VHJ機構専務理事。それと、高林さん、この方は千葉大学の医学部附属病院の副病院長。それから、長隆さん、この方は職務代理を委員会のほうではやりまして、東日本税理士法人の代表社員。それから、旭市医師会のほうでは江畑先生。それから、市民代表ということで、区長会長の戸井さん。それから、代表監査委員の木村さん。それから、議会のほうから議長ということで、林俊介議員。それから、県のほうからは、健康福祉部医療整備課長の山崎先生。それと中央病院のほうでは事業管理者の吉田先生、それと事務部長の菅谷さん、企画監の柏木さん。それから、市のほうからは当時副市長でありました増田さんと財政課長の加瀬のほうがメンバーということになります。

それから、柔軟かつ迅速にということの説明してきているが、具体的に臨時議会とかは開かれたのかというようなことです。

最近では臨時議会、中央病院の急な案件ということで、臨時議会をやったというようなことはないと記憶してございます。

それから、また同じような柔軟に迅速に対応するというふうなことから、国のいろいろ行政の対応はどうだったのかという具体的なことですが、この辺に関しては、当然当時の経営形態の中で対応してきたというふうに考えていますので、独法になっていないから対応できなかったというようなことは具体的に聞いてはいません。

それから、実質ずっと黒字経営だというようなことですが、それは交付税とかの補填があるから黒字になっているんであって、実質には赤字じゃないかというようなことのご指摘です。これに関しましては、もちろんその収入の中で交付税等が見込まれた中での経営ということで、最終的に黒字だったということで、これは今までも申し上げたとおり、実際は黒字ということで判断しているところでございます。

それから、医師不足の話で14名が減になったということと言っているが、根拠は何かというようなことですが、これにつきましては、予算編成時、4月1日現在が23年の4月1日で

数のカウントの仕方が常勤のみということで、中央病院のほうは発表しています。23年の4月1日が258人、24年の4月1日が244人ですので、この差が14名ということで、震災を挟んでの減ということになります。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） ご質問の英語教育実施状況調査でございますけれども、この調査は全ての公立の小学校、中学校及び高等学校が対象となりまして、文部科学省が平成25年度から実施しているものでございます。英語教育に関する具体的な施策や各目標の達成状況について調査し、今後の施策の検討に資するとともに、各都道府県等における英語教育の充実や改善等に役立てるために行われているものでございます。

調査内容ですが、生徒の英語力に関すること、そして授業において生徒が英語を使用している状況、それから英語担当教員の英語力・指導力等となっております。

議員おっしゃっていらっしゃったとおり、国の英語力の目標ですけれども、中学校の卒業段階で英検3級程度以上の英語力を持つ生徒の割合を平成29年度までに50%にすることを目標に掲げています。平成27年度の調査では、英検3級程度以上に相当する英語力がある中学生の割合は、全国平均で36.6%、千葉県で52.1%であったのに対し、旭市は44.6%となっております。

なお、学校ごとの結果の公表につきましては、適切ではない旨、県教委から指導を受けているところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

なお、この調査の先ほど申し上げた数字でございますけれども、英検の取得等により級の認定がない生徒につきましては、授業の様子やテストの結果で教員が独自に認定しているところとあります。そのため自治体によって、この数値が若干のばらつきがあり、単純な数値の比較は難しいと言われております。

そして、旭市の英語担当教諭の力量と申しますか、英語力でございますけれども、国は英語教員に求める英語力の目標につきましては、英検準1級以上等を達成した割合を、取得した割合、それを50%と設定しております。平成27年度の英語教育実施状況調査によりますと、国の平均は30.2%、千葉県は30.3%です。それに対しまして、旭市の教員でございますけれども、50%と国や千葉県の平均を上回っているところでございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、総務課からは3と、それから大きな4番（2）につきましてお答え申し上げます。

まず、課長の職責でございます。

地方自治法第158条第1項におきまして、普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができるとされております。それらは条例で定めることとなります。これを受けて、旭市行政組織条例におきまして課を設置し、おおむねの事務分掌を定めています。この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めることとされておまして、旭市行政組織規則におきまして、班及び室の設置、それらの分担事務等必要な事項が定められているところでございます。

課長の職責といたしましては、この規定において、課に課長とされており、職務として課長は上司の命を受けて課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとされているところであります。

また、旭市事務決裁規定にあらかじめ定められた一定の範囲内の事務について、市長に代わり専決を行うこととなります。

続きまして、（2）の随行でございますが、職員の随行につきましては、各課において特別職、それから各種委員等の出張、研修会等に所属長の判断におきまして、必要な場合は随行しているという状況でございます。

続きまして、大きな4番の（2）、合併後の職員の削減数と定員適正化計画ということで、ちょっとだいぶ質問が多かったので、漏れがあるかもしれませんので、その場合には、またご指摘いただければと思います。またはちょっと手持ちにない資料もあるかもしれませんので、その場合は、また後ほどということになるかと思えます。

まず、合併時の職員数でございましたが、851名でございました。27年度までで149名で、28の採用で10名減しておりますので、実質今までで159名減しているという状況であります。

それから、指定管理の関係でご質問がございました。

合併後、指定管理に出したものの、例えば干潟保育所、これは指定管理に出しています。この段階で職員、保育士は6人退職、不補充という形をとりました。それから、水道のお客センター、これにつきましては、水道課の職員4人減している状況であります。それから、学校給食調理員の関係ですが、第一給食センターが21年の9月から第二給食センターが24年の9月からということで、これは調理委託をしたところでありまして、ここにつきましては、調理員の配置替え、これを保育所調理へ配置替えをしたところでありまして、実質13名の方

が配置替えという形になっています。学校給食の調理員数は合併時21名おりました。27年4月1日現在でゼロということになっています。

それから、再任用でございますが、平成25年に再任用について規定が設けられまして、地方公務員法にですね。26年4月から1名いました。27年4月で10名、この方は28年3月で退職して、28年度におきましては、現在再任用を15名、いずれも短時間勤務となっています。

それと、類似団体別の職員数との比較ということで、各種ご質問がございました。今手持ちで最新のデータを持っておりません。実は第3次定員適正化計画を策定する段階で、類似団体の職員数との比較、それから県内の同規模団体との人口1万人当たり職員数の比較というのをしておりますので、これをお答えすることによってよろしいでしょうか。

平成25年4月1日現在、この時には第3次定員適正化計画を作るということがあって、その段階でデータ分析をして数字を持っております。今現在手元で最新のデータを持っておりません。これは最新のデータ……

(発言する人あり)

○総務課長(加瀬正彦) それでは、県内の同規模団体との人口1万人当たり職員数の比較ということで、平成26年4月1日現在の人口1万人当たり職員数を県内の同規模団体と比較いたしますと、本市は102.7人、県内の当該8市ありまして、この平均でいきますと88.5となります。ただ、一部事務組合による事務の共同処理の状況、それから公設による保育所、幼稚園等の状況等がありまして、ここによって大きく変動いたします。そこで、各団体の個別要員を除いた職員数で比較いたしますと、本市が……

(発言する人あり)

○総務課長(加瀬正彦) 分かりました。ただ、一応その段階で、一旦補正した数字というのを……

(発言する人あり)

○総務課長(加瀬正彦) 言わせていただけませんか。

(発言する人あり)

○総務課長(加瀬正彦) それすると64.3まで下がるんですけども、そういった数字はいらないということです。その段階で補正すると超過人数は24人ということになります。

ただ、あとそれ以外の……

(発言する人あり)

○総務課長(加瀬正彦) 財政分析だと9.28というのは先ほど議員から出たとおり、これは市

町村課が取りまとめてデータとして流しているものにも、そのように載っております。

(発言する人あり)

○総務課長（加瀬正彦） そのデータにつきましては、今手元にございませんので、後ほどということにさせていただければと思います。

○議長（平野忠作） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（浪川 昭） それでは、4項目め、行政改革についてのうち、（1）の関係のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、行政改革とはというお話でございました。こちらは国や地方公共団体の行政機関について、その組織や運営を内外の変化に適応したものに变えることと、そういうことで理解をしております。組織の統廃合であるとか、事務の効率化等々が目的ということであります。続きまして、行政改革推進課設置後の費用と効果額というご質問でございました。

こちらにつきましては、設置後のまず経費のほうでございます。こちらにつきましては、平成22年度から26年度まで、人件費を含んだ事業費の合計で2億2,000万円となっております。27年度の関係もございましたので、併せて回答させていただきます。27年度につきましては、約5,900万円となっております。

続きまして、効果額のほうでございますが、こちらにつきましては、平成22年度から平成26年度までの第2次行政改革アクションプランと平成27年度からの第3次行政改革アクションプランによる推進実績で回答をさせていただきます。効果額の主なものとしましては、人件費の削減、事務事業の再編、公共施設等の統廃合となります。また、歳入の確保としまして、徴収対策室による税等市債権の収納率の向上、未利用資産の売却の推進があります。歳入確保及び経費節減の効果額では、第2次行政改革アクションプランの推進期間、5年間の累計で約24億237万円となりました。平成27年度1年間の効果額は3億6,284万円を見込んでおります。

それから、平成32年度までの、これは交付税の削減額ということではなくて、あれでしょうか。

(発言する人あり)

○行政改革推進課長（浪川 昭） 失礼しました。

それでは、32年度までの行革のほうの効果額と、削減額、どれくらい削減できるのかというご質問でございまして、こちら申し訳ございませんが、32年度までということでは、ちょっと集計がございません。第三次アクションプランの推進期間であります33年度までの数字

ということでよろしいでしょうか。

こちらですと全体で27億480万円を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） それでは、私からは大きな5番目の財政について、（1）（2）（3）と、（3）の中には建設課の部分もございますが、ひとまず私のほうで一括してお答えをさせていただきます。

まず、（1）の交付税についての中で、なぜ交付税というのが交付されるのか、制限というのはあるかというご質問がございました。

交付税につきましては、ご案内のとおり、全国どこの市町村におきましても、一定の行政水準が保たれるように、財源保障として国から交付されるものでございます。使い道については制限はございませんで、全て一般財源ということでございます。

それと次、数値についての質問が5点ございました。

18年度と26年度を比べて増減の数値ということでございました。その中で、1個目の交付税の総額でございます。これ普通交付税と特別交付税を合わせた額で申し上げます。増減額としては、18年度と26年度を比べますと、16億2,141万3,000円の増でございます。

それとそのうち中央病院の分は幾らかというか、その増えている額ということでございます。これにつきましては9億6,159万9,000円。

次に、差し引きという意味になりますでしょうか、市の額ということになりますでしょうか、総額から中央病院の額を除いた額でございますが、それは増額で6億5,981万4,000円でございます。

次に、四つ目の合併特例債と臨時財政対策債についての算入額というご質問でした。

一つずつ申し上げますと、合併特例債につきましては増額で6億5,062万1,000円、臨時財政対策債につきましては増額で6億3,577万1,000円でございます。

それと、5点目に人口、面積、道路についての算入額の増ということでございました。増減ということでございました。

人口分につきましては増の額が10億254万8,000円、面積分につきましては1億594万8,000円の増で、道路分につきましてはマイナスでして、マイナスの2億4,114万4,000円でございます。

次の項目に移りまして、（2）の交付税削減に伴う財政についての中の1点だけ、基金の

取り崩しが必要か、なぜかということでございました。

財政調整基金の取り崩しということのご質問かと思いますが、財政調整基金につきましては、年度間の財源調整ということで行うものでございまして、必要な時には取り崩して運営をするということでございます。

次の項目に移りまして、（３）の道路インフラ整備の関係で幾つかございました。

まず、道路についての簿価でございますが、27年度につきまして申し上げますと、道路の簿価は244億8,655万円でございます。耐用年数につきましては48年ということで計算をしております。

あと、27年度の道路の維持費の額ということでございました。建設課所管ということになるかもしれませんが、私のほうで答えさせていただきます。

概略になりますが、約2億円というふうに記憶をしております。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤憲治） 申し訳ありません。資産を耐用年数で割りますと、1年当たりになりますと5億1,000万円ほどという計算になります。

続けます。

そのいつから把握していたかということがございました。いつからといっても、なかなか申し上げるの難しいのでございますが、予算編成を行う中で、予算要求について各課からのヒアリングを行います。その中では道路についてということでございでしょうか。要望というのはたくさんあるよというのは承知しております。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤憲治） 金額という面では把握はしてはおりませんでした、たくさんあるよということは聞いておりました。

それと、交付税が多いのにとのお話がございました。多いというのが正しいのかどうかですけれども、ご案内のとおり、交付税につきましては、現在合併算定替ということで、合併前の1市3町の金額がそのまま維持されてきておりまして、平成28年度からは、その維持されている分、一本算定と合併算定替との差額の1割がカット始まったところでございますが、これまでは1市3町が合併しないとした場合の金額がそのまま来ていたというところでございます。この後減っていくということになります。

それと、最後になりますが、24億円あるのにとというようなお話がございました。結果としてそうなったということで理解をしております。理由はこれまでの議論の中にもありました

が、繰越事業が多かったり、大きな事業をやっている中で、予算としては必要な経費を盛ったのですけれども、結果としまして24億円というような実質額になったと、そういうふうに理解をしております。

以上でございます。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤憲治） すみません、その点につきましては、私ではなくて担当課のほうからということをお願いいたします。

○議長（平野忠作） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、なぜ17年かかるのかという質問にお答えいたします。

平成28年2月の定例議会でもお答えしたんですけれども、約17年というのは平成26年度までの要望の件数約300件を道路新設改良事業における平成28年度の整備予定路線数18件、これで単純に割り返した数字でございまして、延長、幅員、構造物等の整備内容を考慮したものではありません。そういう年数ではありません。考慮したものではない年数でございます。

なお、現地調査の結果によって、複数年にまたがる継続的な整備や広範囲にわたる改修が必要となる場合もあることから、要望件数から整備年数を求めていくことは極めて困難でございます。

しかしながら、平成18年度から平成27年度までの10年間の平均整備路線数は31件でございます。要望の中には……

(発言する人あり)

○建設課長（加瀬喜弘） 今31件ということで、これを割り返すと約10年という形になります。それで、いずれにしてもたくさんの要望がございます。地区からの要望は緊急性とか危険性とか、利用状況いろいろありますので、その辺の要望を十分考慮しながら、整備のほうを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、再質問をします。

先ほど課長の答弁をいただきましたら、最初は医師不足の検討委員会、それが経営形態の検討委員会になったわけですね。そうなりますと、医師不足であったら、このメンバーでそういう医師不足を対応できる委員であったのか。このメンバーじゃ医師不足、全然対応できないでしょう。

それから、次に、臨時議会、皆さん方はよく迅速な云々くんぬん言いますけれども、そういうこと言うなら、何で臨時議会をやらなかったのか。臨時議会をやらなかったということは、迅速な対応が必要なかったということでしょう。

それから、あと医師、看護師不足、独法なら柔軟にできるということでございますが、実際問題、決算カード見たら、医師なんかも不足していないわけですよ。まるっきりこれで答弁、うその答弁になっちゃうわけですよ。

それから、あと実質的に赤字がなかったということでございますが、一般病院には交付税とか何とかないわけですよ。交付税があるから黒字になって、今ではあれでしょう、中央病院二十二、三億円いっているわけですよ。そんな中で、幾らも利益出ていないでしょう。まして二、三年前は例の退職金の関係の引当金とかね。それから、それを市から入れたとか、積まない、そのために黒字が出ているわけですよ。ですから、実際問題は実質は赤字なんですよ。

それから、東日本大震災で医師が14名やめたという中で、先ほどは常勤医師とか何とか言ったって、一応臨時でも何でもいれば、増えた減ったにならないわけです。総体での数で問題ないと思うんですよ。ですから、全然皆さん方が言うことが違っちゃうんですよ。その辺再度答弁いただきます。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） まず最初の経営形態の検討の話ですが、これ医師不足から始まったような形になっているというのは、議員の言葉を繰り返したということで、私がそう思っているということではないです。当時、経営形態を考えるという、状況に応じて経営形態を検討しているということなので、そこは医師不足からのみ経営形態の検討に入ったということではございません。

まず、検討事項ということで、地域医療において旭中央病院が果たすべき役割に関すること、旭中央病院における課題及びその対策に関すること、総合病院国保旭中央病院改革プランに基づく経営形態の調査及び研究に関することということで、この3点を検討事項として立ち上げているということになります。

それから、臨時議会が必要なかった、それは緊急案件がなかったのではないかというご指摘です。

そういうご指摘、そういう見方であれば、恐らく緊急案件、臨時議会までやらなくても済

んだというような解釈はできるかなと思います。

それと、医師、看護師が不足していないのではないか、これは決算カードの数字ですね。これに関しましては、先日議案質疑の中でもありましたけれども、決算カードの数字に関しましては、パート職も含んでの数字ということで、あくまでも14名が減ったというのは、繰り返しになりますが、常勤医師ということで14名というふうに申し上げてきたということでございます。

それから、赤字の件に関してですが、交付税とか退職金分の市からの交付なりがあったから、いわゆる赤字にならずに黒字になったのではないかという話です。これはあくまでも黒字、赤字の考え方の話かなというふうに思います。交付税に関しましては、不採算部門とかそういうようなことも含めてのものでありますので、例えば民間の場合ですと、合わない部分、例えば不採算部分については合わないなというようなことであれば、例えば取りやめるとかというようにことも可能かと思いますが、それをその地域の医療の拠点ということで担っていくというような使命がありまして、その部分は例えば救急やっていた場合には幾らとかというように交付税のものになっているというふうに考えています。ですので、それは必要な歳入というふうに考えていますので、結果黒字であったというふうに考えています。

それから、14名の医師につきましては、先ほど申し上げましたが、4月1日現在の常勤の医師数ということで話が合ったというふうに思います。

以上です。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） じゃ、再度質問しますが、この経営形態ですが、結局病院でもまた今病院で委託事業でもかなり金かけて、それでも医師不足、医師確保できないのに、このメンバーでなぜできるのか。これでは何のために検討委員会つくったのか分からないわけですよ。

それから、皆さん方、何でも独法になったら迅速、迅速といったって、じゃ、臨時議会はいつでも開けるわけです。それを開かないで、本当に詭弁なんですよ。そういうことは実際必要ないから開かなかったでしょう。開くとなりゃ毎月開いたって、毎日開いたっていいわけですよ。

それから、独法になったから、なんだから、次に医師、看護師不足ですか。独法だから、公営企業だからって集まらないものは集まらない。それが決算カードでちゃんと集まっているということは、何ら問題なかったということです。

それから、実質退職金の関係ですか。退職金の減額部分、それから、市からの繰り出し、

これがなかったら実際赤字なんですよ。それと同時に、じゃ、旭市が患者3割、よその患者7割の中で、この交付税というのは旭市に入ってきているわけなんですよ。それをなぜ使わなくちゃならないのか。旭市にとっては貴重な財源なんですよ。

それで、医師が14名、それは常勤であろうと何であろうと、結局常勤が多ければ臨時を使わない。臨時がいれば常勤使わない。これは当然のことでしょう。そんな中で、そういうことは通らないと思うんですよ。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 医師の確保に関しましては、委託費相当かけている中でも、医師の確保が結構難しいのではないかなというような、そんなお話です。

この委員会のメンバーで医師不足は解消できないだろう、この委員会で医師不足の対策をしているわけではないので、そこは具体的には今中央病院がやっている方策、例えば委員長が直接大学に赴くですとか、医師の採用をしていただけるような会社に委託するとか、そういったような方法をしながら具体的にはやっているのだらうと思います。それが集まらないものは集まらないというような、確かにご指摘のとおりだと思いますが、その中でも経営形態を例えば変えることによって、公務員の身分じゃなくなった場合に、医師が働きやすいような環境が生まれるケースもございます。具体的には数か所、複数で病院をかけ持って、勉強に充てる時間ですとか、勤務中の場所を変えて自分がブラッシュアップしていくといったようなことも考えられますので、そういったような、いわゆる採用するにはより採用しやすいような条件を整えられるのが地方独法というようなことだと思います。

それから、退職金の減額があった、つまり市からの補助金があるということで、赤字、黒字のお話ですが、これは見解でどこまでいっても黒字は黒字だというふうに私は思いますので、その辺は繰り返しになるので変わらないかなというふうに思います。

それから、3割ですね。3割の市民のために交付税が旭市に入っているものをなぜ7割市外の人たちのために病院に支出するかというようなことです。

これにつきましても、病院の所在市町村が旭市であるから、その病院に関する経費については旭市に入っているということでご理解いただきたいと思います。

それから、臨時医師、常勤医師は変わらないんじゃないかなというようなご指摘ですが、これ正しい回答になるかどうかは分かりませんが、例えば中堅クラスの医師をしっかりと中央病院に定着させるとかというようなことも聞いています。その場合に、臨時医師が、身分的

に定まらない臨時医師が、そういったような定着する医師に代われるかどうか等の問題もあるのかなと。これは一部のところを切り取って答弁して非常に申し訳ありませんが、そんなことも考えられるかなというふうに思います。

以上です。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 幾らやっても、これはしょうがないわけですが、いずれにしましても、臨時医師が云々くんぬん言いますけれども、合併後に病院として採用したら、中央病院の臨時医師が、あれだけ四、五十人一気に本採用になったでしょうよ。それは皆様方知っているでしょう。それと同時に、またこの検討委員会、市長は看護師不足、医師不足、そういった部分で検討委員会を設置したところでありまして、その中で経営形態やらも検討すると。そうしたら、このメンバーでなぜ検討できるのか。例えば木村さんもいます、この議会の林議員もいますけれども、例えば医師不足、その人らがどういう検討できるんですか。まるっきりその場しのぎの答弁なんですよ、あなた方は。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほどから課長が答弁をしましたように、このメンバーで医師不足を解消してくれというようなことにはつながらないと、そのように思っているところでありまして、総体的に幾つか病院経営の中で、これからの持続性、そして安定性の中で旭中央病院は旭市で持つということの大切さ、そういったものを今の体力のあるうちから検討していこうということで、これは総務省の指導もあって、こういった検討を始めたわけでありまして、そんな中でこれからの中央病院の経営は独立行政法人がいいという結論が出ましたので、その独立行政法人に向かっていろんな機関で説明会をしたところであります。

中央病院が旭市にあるということは、ただ単に患者数を3割診るということだけでなく、やはり雇用の問題、住民税、税金の問題、あるいは地域の経済波及効果、いろんなものを考えて旭市の宝だと、そのように感じているわけでありまして、体力のある時から、いかにどういう方法でこの中央病院を持続させるのか、そういった部分で検討をしていただいたということで、ご理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） じゃ、次は英語検定の問題でございますが、この英検ですね。千葉県は予想外によかったわけですよ。そういう中で、旭市は残念ながら44.6ですか。しかしなが

ら、都会というのはまだしも、この地方でこのぐらいなら、もう2年ある中で目標達成できるんじゃないかと私は感じております。そういう中で、目標達成に向かったの方法を一つお願いしたいと思います。せっかく教育長いますから、教育長、たまには、この方法をお願いしたいと思います。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

多田教育長。

○教育長（多田哲雄） 今先ほどうちの課長のほうから、旭市の成績、英語教育の成績ですね、ありました。まず、旭市の子どもたちが今一生懸命英語で頑張っているわけでありますけれども、やはりそれは本人たちが英語検定に向けて一生懸命取り組んでいるのと同時に、英語担当の先生方がやはり一生懸命になって研修を、これは県のほうが、あるいはまた旭市のほうも教育委員会もやっているわけでありますけれども、研修の充実というものも大変一生懸命にやっけていまして、積極的に取り組んでおります。

夏休みには9時から4時までの3日間、必ず行きます。冬休みには1日ではありますけれども、それも必ず行くというようなことで、大変熱心にその研修に参加をしております。それもただ座学ではなくて、同じ研修を受ける英語教員をグループ別に分けて、実際の教え方だとか、そういうような具体的な指導をしておるところでございます。そういうようなものから、子どもたちの頑張りと同時に、先生方も一生懸命に頑張っているということで、これからもまだまだというところもありますけれども、目標に向けて頑張らせたいし、頑張っていきたいと、我々も思っているところでございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） ありがとうございます。頑張ってもらいたいと思います。

次に、3点目の業務の課長の職責でございますが、先ほど課長から答弁をいただきました。課長は上司の命を受けて課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督すると。そういう中で、この課長が不在だということは、その業務に支障は来さないんですかね。それで、課長がいなくて業務支障来さないなら、あえて課を置く必要がない、課の統廃合をすべきじゃないかと思いますが。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 不在であれば業務に支障を来す。確かに常時不在ということはなか

なかなかのかなと思っています。少なくとも常に連絡を取り合える体制をとりながら業務を進めていると。その間で命令すべきことは命令し、所属職員を指揮監督していく、そのように考えております。

○議長（平野忠作） 一般質問は途中ですが、2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 4分

再開 午後 2時20分

○議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き高橋利彦議員の一般質問を行います。

○21番（高橋利彦） それでは、再質問しますが、課長と常時連絡がとれればということでございますが、それなら逆に課をもっと削減していいじゃないのか。それと同時に、ここに課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。中にいなくてそれができるのかどうかお尋ねします。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 常に中にいないということはないのかなと。必ず朝、夕方、また出張であっても、せいぜい2日程度。必ず月のうちで数えた時には、当然いる時間のほうが長いわけでありますので、その辺で掌理ができないかどうかというのは、なかなかできないと言いつらいところがございます。きちんと職員を把握しながら事務を進めている、そのように感じているところであります。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） じゃ、具体的に申します。

市長はかなり外へ出るわけですね。そこに秘書課長がそれだけ歩いていて、これに該当するのかどうか。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（飯島 茂） では、私のほうから回答をさせていただきます。

ただいま総務課長のほうからもお話ございましたが、まずこれは秘書広報課としての特殊

性になろうかと思いますが、まさしく市長の日程、副市長の日程調整というようなことで、出る機会が多いわけですが、当然そういった日程調整、日程管理をする関係上、本当に毎朝、そして毎夕方、しっかりと課内の調整をしているところでございます。

また、外部からでも電話等で指示を出したりしております。そういった上で管理監督できているものと思っております。どうぞご理解をお願いいたします。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） じゃ、次の随行についてですね。

随行についての中で、ここに秘書班、市長及び副市長秘書に関すること、これは随行ということがどこにあるのか。それと同時に、じゃ、具体的に申し上げますけれども、例えば先般、消防のレスキューの大会が四国でありました。消防長が行くのはいい。市長行くのもいい。しかし、これ秘書課長が行って、どういう役目をするのかお尋ねします。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 秘書の随行ということでありますけれども、私のまずまちづくりの基本姿勢といいましょうか、そういった部分は信頼関係を構築すると、全ての機関と信頼関係を構築し、旭市の知名度をアップをしていきたい、そんなような思いで、これまで市長職を務めてきたところであります。

そういった中で、いろいろ千葉県の市長会、あるいはまた北総の香取海匠、そういった部分でも私は役員になっている職責は全部出席をさせてもらっているところであります。信頼関係を作るといっても、非常に一朝一夕ではできないわけでありまして、そういったことがやはりお互いの気持ちを通じ合える、そういった部分につながるのではないかなと。そのことはやはり自分一人だけでは遠くへ行った場合、いろんな部分で気を使わなければならない部分があります。そういったことの中で、秘書が同行してくれるということは、職務、私の考え方として来ていただきたいということでありますので、その点は私の職務としてついてきてくれということで、ご理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） この出張の問題、先般、東京都の知事でだいぶ問題になりました。そんな中で、全国でも知事でも海外行くのも随行ゼロの人もいるわけですよ。そんな中で、なぜ市長は秘書がいなけりゃならないのか。それと同時に、ここに秘書業務、秘書に関すること、随行とは一言もないわけですよ。それと同時に、秘書がいなければ、市長はそれだけの

任務が務まらないのかどうか、お尋ねします。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほども申し上げましたように、まちづくりの基本はやはり信頼関係の構築、そして情報の収集、そういった部分があろうかと思います。秘書に全国いろんなところへ行ってもらって、よいところ、そういった部分をぜひ掌握して、いいところをまちに持ち帰って、各課の課長に伝達をしてほしいと、そういった思いもありますし、全国で知事が随行がないというのは鳥取県であったそうでもありますけれども、若くて優秀で何でも一人でできる、そんな行動派であったのかと思いますけれども、私ももう後期高齢者に近いあれでありますので、そういった部分ではやはり補助的な部分、随行がぜひ必要だと、そんなような認識の中でいるところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 結局職務権限の中でも課長に云々、課長はよその課長には何ら指示、命令は出せないわけです。出すとなれば文書で出す、市長名で。それ以外ないわけですよ。それと同時に、そういうことであれば、何も秘書課長じゃなく、その担当課長ですか。一見は百聞に如かずと言います。担当課長、その時随行して、やっぱり見てもらう。そののがむしろいいと思うんですよ。

それと同時に、じゃ、そんな中で、この業務分掌表には、ただ秘書というのは、市長がいろんな行事、それらに対する準備だけ。随行ってというのはここで一言もないわけですよ。それと同時に、随行というのは、かなり金がかかるということは、まず行革を掲げている中で、まるっきり逆行しているわけなんですよ。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 市長職は行革というだけではなくて、やはり旭市の知名度アップ、銚子市の手前の旭市ではなくて、旭市が全国的に知られるようなことをしていきたいと、そんなような思いでいるところでありまして、私自身、必要と認めて随行してもらっておりますので、高橋議員がおっしゃられますように、職務権限といいましょうか、そういった部分で実例は書いていないということでもありますけれども、職務の中に随行ということを私はそういった思いでいるところでありますので、よろしくお願いします。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） これはもう質問ではありません。

いずれにしても、市長がそういう考えで、市長一人では知名度アップできない、課長がいなけりゃ知名度アップできないということは、市長どういうふうを考えるか、これは市長の考え一つでございます。

次に、行革の問題でございます。

まず1点目、ここでいろいろ数値を述べられましたが、先ほど課長言ったように、行革というのは、果たしてこの徴収が入るのか。もう人件費というのは、これは関係ないわけですよ。最初からそれは定員適正化計画つくってある中で。その中でどういう効果があったか、それを聞きたいんですよ。行革の本旨は課長、お分かりでしょう。主として合理化、簡素化や定員削減、これはもう抜きにして行政の効率化と行政費用の抑制を図る、これをどれだけやったかなんですよ。その数値をまずお尋ねします。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（浪川 昭） それでは、先ほど数値的にはご回答申し上げました。ただいまの中で、その中に税を含めているのかというご質問でございますが、先ほど申し上げた額、5年間の額で24億237万円と回答させていただきました。その中には税の部分、そちらのほうも加えた額というふうになっております。

あと、お金では出せない部分についての、いろいろと行政アクションプラン、それにのっていろいろやっている部分がございます。先ほどの数字はその効果として5年間の累計ということでお答えをさせていただきました。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） これ皆さん方と幾ら話してもあれなんです、行革というのはやはり身を切る、まず自分たちが身を切る、それが行革なんです。その中で今度は市民にお願いをする。それが本当だと思うんですよ、市長。東京都だって今度知事が給与削減策出しましたよ。やっぱり市長、行革をやるなら、市長も給与削減するんだと、そういう認識の基にやはり職員に対応する。そうすれば職員も真剣に行革に取り組むんですよ。そういう中で、その辺含めて市長、どう考えていますか。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 小池さんは小池さんの考え方があろうと思います。私は私の考えで一生懸命市長職を頑張っているわけでありますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしましても、行政、大変だと、これから厳しくなるという中で、市長は行革課をつくったわけですよ。そういう中では、やはりつくったらつくっただけの効果を出す。そのためにはただ計画だけでなく、数値を示してこういうふうになさいとやるのが本当だと思うんですよ。そういう中で市長、行革に対して今後、ただ計画、行政の計画は熟慮3年、実行10年になっちゃうんですよ。そのようなことがないように、もう来年度の予算ですか。予算においてもこれだけは行革をするよという数値を出してもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 行革の必要性は十分皆さんとともに共有をしているところでありますので、その辺は必要性があって、行政改革推進課を設けたわけであります。その設けた中で、第2次、第3次アクションプラン、行政改革アクションプランを作成して、今は検証もきちっと行って、成果が上がっているのか、順調なのかという部分でも評価をしているところであります。私は行革推進課を設けて、それだけの成果は上がっている、徴税、税収のほうも上がっているし、人員の適正化も進んでいるということの中で、行政改革推進課の必要性、本当にあったのかなと、そのように今認識しているところでありますので、よろしくお願い致します。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） じゃ、大きな4点目の2番でございますが、旭市は財政分析でやりますと、かなり職員が多いわけですよ。千葉県平均からしたって、二人半くらいね。全国の類似団体で見ても。それで、全国の類似団体の中では、198類似団体がある中で170番。まさにワーストなんですよ。それで皆さん方は職員減らしたい、減らしたと言ったって、ただ表面だけ。結局指定管理者にした、事業をなくした、それは分母も分子もなくした数字が本当の数字なんです。それはその中で分母だけは置く、分子だけを減らしたとやるから、職員減らしたと言うけれども、結局職員の人件費は減っても、今度は違う科目、委託費とか何とかで増えちゃうから何もならないわけですよ。そういう中で、今後どういう定員適正化計画ですか、この交付税の優遇措置があるまでの目標はどういうふうにしていくのかお尋ねします。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、先ほど1回目のご質問で、県内の類似、それから全国平均の数値ということで求められてお答えできませんでしたので、それをお答え、まずしたいと思います。

県の類似の平均、総合計職員数、人口1,000人当たりの職員数ということで8.8ということで、26年度の数値はちょっと手持ちにありませんで、27年4月1日の数字になってしましまして、申し訳ありません。一般行政だけに限れば5.5、それから、県の市全体の平均が8.0、それから、全国の類似団体、これが7.16でございました。先ほど9.28というのが26年の数値ということでありましたけれども、今、質問の中でも約二人ぐらいの数値言われました。そのところは特殊の状況もあるということもご理解いただきながら、ご回答申し上げたいと思うんですけれども、今後の定員適正化、どのようにしていくかということですが、今、第3次定員適正化計画で40名、この期間中に減らすことになっています。まずこの計画をしっかりと達成したい。今現在は、もう既にこの計画を上回る数値で動いている、減らしているという状況があるということもご理解いただきたいと思います。

特に旭市の特殊な事情といいますと、どうしても保育所が非常にきっちりと運営している中で、保育士の職員、相当いる。それから、消防職員も適切に配置しながら、120人からの職員がいるという、そういった特殊事情がある。全国、簡単には一律で比べられない部分もあるということで、ご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いろいろ理由づけはありますが、これはどこの市町村でも課長、同じなんですよ。旭市だけじゃないんですよ。そういう中で、じゃ、定員適正化計画といいます、皆さん、各セクションですか、課の職員数、何人必要か、それは出してあるんですか。それは出さないと、やはり定員適正化計画はできない。それと同時にまた、よく物はあればあれ従えと言いますが、一般企業であれば、もう50人なら50人、きちっと首切りやっちゃうんですよ。それで、その中で結局仕事をしてもらう。しかし、市の場合は、そういうコスト意識がないからね。どうしても甘くなっちゃうんですよ。結局経費がかかれば、今度は市民サービスが悪くなると。そういう中で、もっと徹底した人事管理ですか。これをやってもらう、そういう中でこの計画、もっと厳しくつくってもらいたと思いますが、どうなんですか。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦）　まず1点、先ほどこちと答弁漏れがあったと思います。

委託費に振り替えてというようなお話もございました。ですので、そのところは一つお答えしておきたいと思うんですけれども、平成17年度の人件費の額というのは65億7,600万円ほどございました。平成27年度決算でいきますと、48億5,900万円と17億1,600万円ほど減りました。さらに委託費等は物件費に入ってくるんですけれども、ここのところの金額、これは17年度が14億6,700万円で、平成27年が14億7,300万円ということで、実際に580円ほどしか増えていないと。さらにここの中で含まれる賃金も見て見ますと、賃金も4,700万円ほどしか増えておりませんので、実質平成27年から17年を差し引きますと、16億6,300万円余り人件費は減ってきている状況であるということは、まずご理解いただきたいと思います。

それと、定員適正化厳しくということではありますが、実際に業務の需要というのは非常に増えております。例えば今マイナンバーの対応が出てきている。それから、防災関連の事業も相当やっている。そういった中で、空き家対策も対象になってくる。さらに高齢者の介護包括支援が今、市の中できっちり対応しなければいけないということで人員の増が入ってきている。あと、生活保護も増えながら、さらに障害者サービスの相談も増えているという。あと、福祉関係の交付金事務も常時、国のほうから流れてくる。そういった状況の中で、きっちりやっているというのもご理解いただきたいと思います。

そういった中で、厳しく見て、今回、40人を削減していくということで、それぞれ市町村で業務を進める上にあっては、政策的なものというのは相当左右されます。その部分で職員みんなしっかりやっていると思いますので、その中で減らせるものは当然減らしていきますけれども、今回、第3次定員適正化をきっちり進めていくことで、まずその達成をして、その先またどれだけの人員にしていくのか、そのところは再度、計画を立てていきたいと、そのように思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（平野忠作）　高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦）　いろいろ幾らそういう理屈を並べても、我々は細かいことは分からない。ただ、単なる屁理屈なんですよ。いずれにしても、職員の削減、これには努力してもらいたいと思う。

そういう中で、次の5番目の1点でございますが、交付税、多く来ている、多く来ていると言われますが、実質中央病院の繰り出しを除いたら6億6,000万円、しかしながら、特例債で12億8,000万円ほど来ている。それから、本来であれば面積分が8億6,000万円、実質約

15億円増えなければ、俗に真水の部分、自由に使える金はないわけなんですよ。その辺どういうふうに思いますか。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 多く来ているというけれども、真水の分は少ないのではないかとこのことでしょうか。

先ほど数字、私幾つか申し上げましたけれども、その数字につきまして、もう少しお話をしたいと思います。

18年度と26年度を比べて申し上げましたけれども、実は18年度の時の交付税の数値の中には、当時合併による特例分の措置として上乗せした分が結構含まれておりました。普通交付税、特別交付税合わせますと3億7,000万円ほどございました。ですから、その分が当然今ございません。そういった特殊要因を除きますと、先ほど16億円ほど増えているという言い方をしましたが、その特殊要因を除きますと、さらに19億円から20億円ぐらいの数字が増えている換算になろうかと思えます。

ただ、表面上は最初に申し上げた数字でございます。

それと、もう一つ、すみません、増額のところで申し上げた数字について、もうちょっと説明をさせていただきたいと思えます。

人口分ですとか、面積分とかというところも申し上げましたけれども、18年度、26年度、表面上の、その人口ですとか面積ということで算出したわけでございますが、18年度から19年度にかけて交付税の算定方法が大きく変化をいたしました。18年度は人口という形で算出していなかったものも、26年度は人口という名前の中で算出しているものが結構ございます。そういったものを合わせますと5億程度ございます。

そうはいいまでも、真水は少ないんじゃないかということでのお話かと思えますけれども、確かに国の出口ベースの数字はそんなに変わっておりません。旭市は合併特例債を借りたり、臨財債ということで算入を得ておりまして、その分が増えているということで算入されている話を申し上げておりますので、そういった面を考えますと、マクロとしては確かに単位費用の分というのは少なくなっているというのはあろうかと思えますが、ミクロとして旭市の分を考えたときには、合併特例債の数値につきましては、きちんと需要額に入っておりますし、臨時財債対策債につきましても、きちんと算入のほうには入っているというふうに、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、交付税というのは自由に使える金。その中で結局臨財債、市が借金する分の、借金した分の国への返済、それが多くなっているということは、市として自由に使える金が少ないということでしょう。簡単でいいですよ。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 臨財債のことだと思います。

借金が多くなっているからというようなこともございました。もう少しご説明をしたいと思います。

臨時財政対策債についてでございます。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤憲治） はい、すみません。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤憲治） 臨財債について簡単に、じゃ、申し上げます。

臨財債の入ってきたり、出ていったりする額について、額というか、考え方について申し上げたいと思います。

臨財債借りるときは収入として入ってまいります。それに対して借金の返済ということで、支出をしてまいります。さらにそれに対して交付税という形で入ってまいります。そうすると、入りが2回、出が1回ということでございます。ですので、最初の入りの分は現金として残るということでございます。それが実質交付税だということで捉えているし、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） そういう理屈はないと思います。ですから、現状の旭市は合併時と比較して、交付税は多いけれども、真水で使える金、自由に使える金が多いのか少ないのか、それだけでいいです。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 真水として使えるのが多いか少ないかということではなくて、実際、

お金としてもらったものをどういった形で予算なり表していくかということだというふうに考えております。多いとか少ないとかということではなくて……

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤憲治） 自由に使える金が多いか少ないかということで言えば、地方交付税につきましては、冒頭申し上げましたとおり、一般財源でございますので、一般財源としての地方交付税の額は増えているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 交付税、大きな5点目の（2）になりますが、交付税削減に伴う財政でございますが、30年から基金を、貯金を取り崩すわけでございますが、市長は取り崩さない、財政は取り崩す、執行の中でなぜそういう見解の相違ができるのか。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） すみません、どの場面でそういった違いがあったのかというのを私がちょっと承知しておりませんが、私のほうで取り崩さないというふうに言った記憶はありません。6月の第2回定例会の中で、アクションプランの中で、平成30年でしたでしょうか、財政シミュレーションの中で取り崩すという形で見ているということはご答弁した記憶がございます。

以上です。

(発言する人あり)

○議長（平野忠作） 明智市長。

○市長（明智忠直） 確かにシミュレーション、第3次アクションプランですか。シミュレーションでは取り崩すように予算措置は出ているところでもありますけれども、現状今24億円剰余金が出ているというような中で、シミュレーションを見直すというようなことで、見直せば剰余金がまだまだある、出るということの中で、基金から取り崩さなくてもいいのではないかなというように思いで答弁をさせてもらった思いでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 財政と市長の答弁違うのは、ちょっとおかしいと思うんですよ。それは想定の中でしょう。ただ、この基金は二十何億円あっても、ある程度積まなくちゃならな

いんでしょう。2分の1ですか。あとそれをどういうふうにするか分かりませんが、30年までもつのかどうかね。やはり統一した答弁、それはしていただきたいと思いますよ。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 財政調整基金につきましては、どの形で運用していくのかということ、もう一度財政シミュレーションをこれからやってみたいと思っておりますので、その中で少し今年度繰越金が多くなっている。あるいは、歳入が上振れしているとかを踏まえまして、もう一度財政シミュレーションのほうを立てまして、財政計画というのをつくっていきたいと思っております。結果として、その中で取り崩しの年度が後年度へずれるということもあろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、計画、これは大事なんですよ。そういう中で、この前財政シミュレーションつくらないということでございますが、そういう中で、我々は皆さん方の言うこと、これを信用する以外ないわけですよ。そんな中で、やはり統一した答弁をいただきたいと思えます。

次に、大きな5点目、3番目でございますが、先ほどの答弁いただきましたら、道路の資産244億円、それで耐用年数48年、単純に割りますと毎年5億円ずつ工事をしていかなければならない。それが毎年2億円しかやらないから、この17年という結果が出る中で、この24億円、27年度で余った金でどういうふうに対応するのかお尋ねします。

それと同時に、先ほどいろいろヒアリングの問題も入っていましたが、これだけ住民要望がある中で、なぜもっと早く対応できなかったのか。その辺まずお尋ねします。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） では、24億円をどうするかということについて私のほうからご回答申し上げます。

今年度、24億円が出たというのは何度も申し上げているところでございます。これを踏まえまして、将来の見通しというものをきちんと立てて有効に考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（平野忠作） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 住民要望が出てなぜ対応できなかったという質問にお答えします。

建設課としましては、地元の意向や地域のバランスも重要であると考えております。そうした中で、事故防止、あるいは安全を考えると、まず第一に危険性が高いものを優先してやっていきたいというふうに考えておりますので、要望全てが危険性があるものではないというふうに考えております。その中であくまでも危険性のあるものを準じてやっていきたいというふうに、進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 危険性があるなしというのは、それは誰が判定するんですか。そんな中で、先ほどの答弁ですとヒアリングの際、全然金額は出てこなかったという話なんですよ。普通だったら、これだけ住民要望ありますよと、それがざっくり計算して30億円ですということを財政課へ普通出すでしょう。そんな中で財政課が金がないで、いや、今年は5億円しかできないとやるわけでしょう。これではあまりにも無責任じゃないんですかね。

それと同時に、こういうこと、道路でこれだけのまだ住民要望かなえられないということは、ほかの予算にもいっぱいあるんじゃないんですか。そんな中で、ただ貯金積んだからと喜んでいただけ、金が余った、それで貯金積むでは、ちょっとこれはやはり矛盾しているんじゃないんですかね。やっぱりいかに住民要望をかなえていくか。そういう中で、この24億円余っているわけですよ。これ決まりの中で基金に積まなくちゃならないんでしょうが、どういうふうにこの道路の補修に今後対応していくのか、お尋ねします。

○議長（平野忠作） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 道路の要望につきましては、担当課からのお話等も伺いながら、その緊急度ですとか必要度で、今やらなければいけないことの見きわめ等を含めながら、予算編成の中で進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） ちょっとあまりにもお粗末じゃないんですかね。やっぱり住民あつての行政でしょう。市民はそのために税金を納めているわけですよ。その中でただ役所の都合で工事をやる。そして今やはり大きな工事やっているわけですよ。

やっぱり天台宗に一隅を照らす。やっぱり住民に、困っている住民に光を当てる、それが

弱い者に光を当てるのが行政の仕事じゃないんですか。もっと住民本位の市政ですか、それをお願いしたいと思いますよ。そんな中で課長の答弁の前に、まず市長に答弁をいただきます。

○議長（平野忠作） 明智市長。

○市長（明智忠直） 確かに住民要望、各区からかなりの部分出ております。それが果たして緊急にやるべきものかどうかという部分もあるわけでありまして、その要望に来た時に、その事情について詳しく担当課も、市長のほうに来たら市長も十分よくその状況を聞かせてもらっているわけでありまして、その最終的な緊急性を持った工事をやらなければならないというものを、確かに今は掌握はしていないと。予算でどのくらいかかるかということも掌握をしていないという部分がありますので、ぜひこれからは要望件数で緊急にやらなければならない本数と予算の総額、工事費の総額、そういったものは把握するような指導をしていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（平野忠作） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 一隅を照らすとかというお話もございました。全体を見る中で住民要望も考えながら、きちんと予算のほうの編成、取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしましても、市民あつての行政、これを念頭に置いた行政執行をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、3時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時 2分

再開 午後 3時15分

○議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 有 田 恵 子

○議長（平野忠作） 続いて、有田恵子議員、ご登壇願います。

（４番 有田恵子 登壇）

○４番（有田恵子） 議席番号４番、有田恵子でございます。

今回の一般質問は五つございます。

質問事項一つ目は、あさひ砂の彫刻美術展についてでございます。

この件については三つ質問いたします。

一つ目、過去10年間における砂の彫刻に対する市からの補助金及び復興支援金を含めての、その推移について伺います。

二つ目、今回初めてこの彫刻展が入場料１枚500円を徴収したということであります。１万6,000枚分の売上げ800万円が売上げとして上がったということです。企業等からの協賛金が800万円、合わせて1,600万円と潤沢な資金が確保された上に、市が補助金、これ定かではないですけれども、320万円ぐらいですか、投入したという理由を伺います。

三つ目、美術展は７月17日にスタートして８月７日に終わりました。補助金完了実績報告書、実行委員会から提出されましたかどうか。私自身がそれを求めても、まだ得られないものですから。

次、旭市役所南分館についてでございます。

これには二つの質問がございます。

一つ目、この南分館、延べ床面積225坪の当初の賃貸契約日及び家賃、市が民間業者からこの１棟を賃貸した、その経緯について伺います。ついでに家賃の推移もお願いしたいところです。

二つ目、子育て支援センターが２階に入っておりますが、騒音、振動、バリアはありますが、エレベーターはない。このような物件を借り続ける理由について伺います。

大きな項目の三つ目、市長への手紙についてでございます。

１階の入り口に目安箱みたいなのがございますが、そのことです。

過去10年間、合併してから投函された手紙、最近ではメールも含めて、その数とそれに対応する市からの投函者への返答について、どのようになっているか。また、寄せられた数と返答した数を伺います。

次に、大きな質問事項四つ目にいきます。

質問は一つだけです。

市長以下、市役所の職員によるパソコン操作について伺います。

ネット抜きには仕事はおぼつかない世の中になっておりますが、ネット検索及びワード、エクセル操作ができない職員の割合について伺います。できる人じゃないです、できない人の割合。

最後の大きな質問事項は、一般質問4回目になりますが、飯岡中学校校舎外構工事についてでございます。これに関しては四つ質問がございます。

平成27年12月の議案16号の説明の中で、湧水処置としてのウェルポイント工事はとっくに完了しているにもかかわらず、この時に初めて想定外の湧水が突発して、あたかも工事が中断しているかのような説明をして、議会で議案を提出した理由、再度伺います。

二つ目、原価も確定して、しかも終わってしまった重要工事であるウェルポイント工事に対して、終わってから7か月後に見積もりで使う積算基準表で工事費を見積もった理由について伺います。

三つ目、建設会社及び設計士から出てきた変更計画の過大見積もり請求書、市の担当者は何の疑問もなくチェックもせず認めた理由について伺います。

四つ目、議会に議案として提出する前に全て終わってしまったウェルポイント工事費は702万円です。東京電力に支払った150万円の電気代と合わせても850万円です。しかし、建設会社にその3倍の2,700万円が渡っております。その差額は返還すべきものではないでしょうかということが1回目の質問でございます。

以上です。2回目からは座席にて質問をさせていただきます。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の一般質問に対して、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、私のほうからは砂の彫刻美術展の関係につきまして、3点ご回答申し上げます。

初めに、（1）の過去10年における市からの補助金の推移について申し上げます。

補助金につきましては、過去10年とのご質問でしたが、補助金を交付した時期からお答えいたします。平成20年度から交付してございまして、平成20年度が50万円、21年度も同額の50万円、22年度も50万円、23年度につきましては60万円、平成24年度からは320万円、25年度につきましては320万円、26年度につきまして同額の320万円、平成27年度につきましては370万円、本年度、28年度につきましては320万円でございます。

続きまして、（2）でございます。

入場料を徴収しているのに補助金を投入したかについてお答えします。

今回、砂の彫刻美術展につきましては、会場を矢指ヶ浦海岸から文化の杜公園ふれあい広場へ変更いたしました。これに伴う経費の増加やイベント内容の充実などの経費の増加が見込まれるため、協賛金や補助金以外に入場料を徴取しまして、その分を補う計画となっております。

3点目の補助金完了実績報告書の関係でございますが、議員のおっしゃったように8月7日に事業は終了しておりますが、その後、会場の撤去、また支払いの関係、また今年度の反省や来年度の取り組みなどについて検討したり、その後、実行委員会等で精算というんですか、決算の部分に認定するというような手続きになっておりますので、今現在は報告書の提出はございません。

以上です。

○議長（平野忠作） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは大きな2点の中で、南分館の中の契約関係についてお答えをいたします。

南分館につきまして賃貸借契約、当初に契約した日付でございますが、平成11年の4月1日でございます、その時の金額は月額43万8,031円でございます。その時の契約した理由でございますが、事務室ですとか会議室、これ本庁で不足しておりましたので、近い場所に建物を借り受けることとしたものでございます。

その後の金額の推移についてもというご質問でございましたので申し上げますと、平成12年4月には65万7,118円、平成21年4月、これ10年たった時でございますが、その時には32万8,477円、平成26年4月からは33万6,437円となりまして、現在この金額で継続中でございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 子育て支援課より項目2、市役所南分館についてのうち、エレベーターもない建物に子育て支援センターとして借り続けるのかというご質問に対しまして、支援センターの設置に至る経緯、現状等についてご回答させていただきたいと思っております。初めに、設置の経緯ということで、当時の状況を少し説明させていただきます。

当初はつどいの広場として平成18年6月5日に南分館2階に開設いたしました。当時、子育て支援センターは旭市立中央第三保育所、私立の鶴巻保育園、おうめい保育園の3か所で行われていましたが、この子育て支援センターは育児などに関する相談業務が主で、保護者

の交流の場、子どもたちが自由に遊べる場の提供という部分には足りないところがあったという状況の中で、保護者の交流等に特化したつどいの広場を整備しようということになりました。

ご質問の場所の選定ですけれども、10年以上前のことで書類の確認はできておりません。当時の関係者から聞いたところで申し上げますと、地理的、地域的条件、既存施設の活用など総合的に判断し決定されたということです。中でも運営に当たりまして、臨時職員のみで対応するということを予定していたために、市役所に近く担当課がすぐに駆けつけることができること、2階ではありますが、入り口が一つで何かあったときには裏口から避難することができると、安全面の優位性が大きなウエートを占めたということでございました。

現状で少し申し上げさせていただきたいんですが、今申し上げましたようにつどいの広場としてスタートしましたが、平成23年度からは子育て支援センターを移転、併設し、平成27年度からは子ども・子育て支援新制度の施行に合わせ、子育て支援センターとつどいの広場を一本化しました。その中で新たな業務として、保育所等の利用に関する情報提供、相談などの利用者支援事業をスタートさせております。1階の子育て支援課との連携によりまして、より具体的な利用者支援が提供できるというメリットも発生しております。

また、子育て支援センター運営に関する補助金として、賃借料も補助対象となりまして、国・県それぞれ3分の1の助成を受けているというところでございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（飯島 茂） では、私から3点目、市長への手紙について回答をさせていただきます。

まず、市長への手紙は市民の市政に関する意見、要望等を広く聞くことにより、市と市民とによる市政運営とまちづくりを推進するための制度でありまして、旭市では平成17年10月から実施をしております。市民の皆さんが市長への手紙を容易に投函できるよう、市長への手紙の専用用紙と投函する箱を市役所本庁と各支所に設置しております。また、ホームページからもメールで送付することができるようになっております。届いた手紙は市長が直接目を通して、関係部署で調査や検討を行い、その結果を差出人に回答をしております。

そこで、ご質問のあった過去における投函された手紙、メール等の数と、市からの投函者への回答についてでございますが、平成18年度から27年度までの10年間に延べ321件が寄せられました。それで、匿名や回答を希望しないものなどを除く207件全てに回答をしております。

ます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 私からは、市の職員によるパソコン操作についてお答え申し上げます。

基本的に現状ではスキルの差はあるとは思われますが、通常業務においてパソコン操作が必要な職員の中では、操作ができない職員はいないものと考えています。一部日常業務上、必要に迫られない職員、これもありますけれども、それらも昨今のパソコン、インターネットの普及を考えますと、全く操作ができない職員はいないというふうに考えております。

あと、過去職員を対象にパソコン研修、ワード、エクセル、これは合併直後3年間実施しております。ですので、全てできるということで考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） それでは、庶務課のほうからは、5番目の飯岡中学校校舎改築外構工事について回答をいたします。

（1）としまして、想定外の湧水が突発し工事が中断しているかのような説明をした理由について回答のほういたします。

平成27年旭市議会第3回定例会において、議案第16号、工事請負契約の変更についての補足説明で、「追加工事を行ったものであります。また、議案質疑でウェルポイントによる水替工を実施いたしました」と答弁いたしております。質問の工事が中断している、また追加工事が終わっていないとの説明はしておりません。これについては会議録で確認しております。

二つ目の原価が確定して終わってしまった工事に対して、積算基準のほうで原価を見積もった理由についてという質問についてお答えします。

これにつきましては、県作成の積算基準には請負工事の設計変更は、官積算により行うとなっています。今回の請負契約の変更についても、このルールにのっとり官積算である積算基準を用い、変更設計額を算出いたしました。

（3）の建設会社及び設計士からの過大見積もりの請求を市の担当者が認めた理由についてお答えいたします。

これにつきましては、請負会社からの見積もりはございません。業務委託を受けた設計事

務所が工事实績から積算基準に基づき積算した額ですので、適正なものであります。

四つ目の増額のウェルポイントの工事費は原価が850万円ですがということで、2,700万円を支払っていると。差額は返還請求すべきではないかということについてお答えいたします。

これにつきましても、設計変更は県の積算基準に基づいて適正に行われていますので、水替工の代金については返還請求の必要はあるとは考えておりません。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 1番から申し上げます。砂の彫刻、1番の補助金の推移、これ回答ありがとうございます。これでいいですね。

2番、入場料を徴収しているにもかかわらず補助金を投入した、これは経費がかかるとかいう話で、これもいいですね。

3番目、補助金完了報告書、これも遅れて何だかんだやっているから遅れているということ、いいですね。という話……

○議長（平野忠作） 有田議員にお願いします。

（1）から押していないと、今これ3番までいっちゃいますので。

○4番（有田恵子） （1）はこれで終わっています。いいですか。

2からいいですか。

○議長（平野忠作） いや、1回でいいんですけれども、（1）から決めていっていただきたいんですね。

○4番（有田恵子） じゃ、（1）はそれで分かりました。結構でございます。

○議長（平野忠作） 回答いいですか。

○4番（有田恵子） いいですよ。

○議長（平野忠作） じゃ、次に進めましょう。（2）でいいですか。

○4番（有田恵子） はい。

○議長（平野忠作） 有田議員の（2）の再質問でお願いします。

有田恵子議員。

○4番（有田恵子） これ問題なんですよ、実は。経費が移動したから、矢指の海岸から移動したから経費がかかる、こういう理由に全然ならないですよ。要するに入場料を取ってしまった事実がですよ、入場者が半分に減ってしまったわけですよ。以前11万人来たのが、今度5万9,000人しか来ていないわけ。そうすると、実行委員会がよくしゃべっていたのは、

経済波及効果、これを述べられていたんですけれども、経済波及効果、もう全く半分になってしまった。収入を得たのはいいんですけども、その分経済波及効果は半分になってしまった。もともとそういう11万人、12万人入るという前提の基で補助金も与えられているわけですから。補助金の目的、趣旨は何かというと、これ広く浅く一人でも多くの人が、そういう芸術にあずかる、見ることができるというようなことで補助金があって、商工会からもありますし、協賛金、皆さん企業からも、うちなんかでも徴収に来ましたけれども、それでみんなやっていくわけですよ。だから、広く浅くいろんな人に来ていただきたい、市外からも。

ところが、入場料をもらうということは、お金払えない人は排除するということなの。これ矛盾するんですよ。公共財と排除と、これ完璧に矛盾することなんです。だから、失敗なんですよ、これ。素人の人ですから、やっているNPOみたいな人ですから。問題は、私はここで言いたいことは、なぜこういう結果に、半分しか来ないようなことになってしまってますよ、賛助金出していただいた企業の方にも多少迷惑かけているわけですよ。経済効果ないわけですから。それをなぜ言わなかったか。なぜ指導しなかったか、観光課が。それぐらいのことをという話です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の（２）の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、まず最初に入り込み客数について申し上げます。

今年度につきましては、まだ実績報告が上がってございませんけれども、速報値という形で6万8,000人と聞いております。前回、平成27年度につきましては10万5,500人ということでございまして、約3万7,500人ほど減ったというような状況でございしますが、この点につきまして、平成28年度につきましては、入り口にカウンター計をつけまして、それで計っておりますので、かなり正確だと私のほうは認識しております。前回の27年度につきましては、やはり実行委員会のほうの報告でございまして、開催期間が長くございましたので、その人数につきまして若干の信頼性があるのかなというふうに私は考えています。

それと、経済波及効果でございしますが、これにつきましては昨年の数字になりますが、アンケートをとってございます。そのアンケートの中でちばぎん総研がやってございますので、特に人数が今回、結果的には表面上は3万7,000人ほど減ってございますが、私のほうとしましては、さほど経済波及効果については下がっておらないと思っております。

以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4 番（有田恵子） 今ちばぎん総研、コンサル会社ですね。私はよく知っているんですよ、あそこ。あそこは、この請け負ったことはない、今受けた言ったでしょう。受けていないですよ。確かに店舗に来たんですよ、実行委員会が。でもお金がすごくかかるから、コンサルは高いですから。帰したんですよ。千葉県の産業集計表、関連表、これで勉強しろと言って帰らせたということです。どこから、その作り話はどこから来ましたか。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 先ほども言いましたように、私、平成27年、去年やったと、去年やっただけで申し上げましたので、今年についても、先ほど議員おっしゃるように、平成27年度の実績が10万5,500人、これにつきましては、あくまでも長期間の中での実行委員会の目視での把握でございます。今回の部分につきましては、入り口のところでカウンターが設置しておりますので、数については正確だと思われま。そのようなことから波及効果につきましては、さほど大きな影響は、前回と大きな影響はなかと考えております。

また、今回会場の中で物販、飲食をやっておりますが、それらにつきましても、かなり売上げがあったと聞いております。

以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4 番（有田恵子） それはそうだと思います。私が申し上げたのは違います。よく聞いてください。千葉県のちばぎん総研、そういう話を受けていないと言っているんです。そこでそういう効果の教えてもらったとかいうような、そういうようなのは言っちゃいけない。それはちゃんと確認とってくださいね。していませんよ。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） これにつきましては、昨年の12月18日に実行委員会の方が来ていただきまして、その中で本年度はちばぎん総研に依頼したアンケートを行いということでございます。そのようなことからちばぎん総研でやったと私のほうは認識しております。

以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4 番（有田恵子） しつこい話ですから、もうあまりしたく……

○議長（平野忠作） 今度は（3）番です。補助金のことですね。

○4番（有田恵子） もうそれはいいです。確認とってください。

（3）補助金完了実績報告書、これ速やかに出していただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。去年の見ていたら、去年の報告書12月でしたよね、12月。ちょっと遅過ぎます。これ早く出していただきたいなと思います。

これで砂の彫刻美術展は終わります。

○議長（平野忠作） 次は大きい2番でいきますか。

有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 子育て支援センターがあるとかないとか、あまりそういうの、私も子ども育てた人間ですから、そういうことで文句言っているわけでも何でもないんですけども、行革の関係で、やはりこの最初は43万円の家賃で毎月ですね、始まって、途中65万円に上がって、下がって32万円になって、また今33万円。この33万6,400円、これ年間でいったら403万円になりますよね。この403万円って例えば20年、8,000万円。8,000万円あったら、あの建物買えますよ。不動産屋いますけれども、何人か。あんなの買えますよ。だからその辺のコスト意識というか、買ってしまったらいいんですよという話。何で借りるんですか。利便性は確かにいいですよ。あそこ、ただし、ちょっと一言だけ申し上げたいのは、ちょっと子育ての課長さん、1歳の子どもって振動とか音とか、我々分からない音全部キャッチしますよね。あまりよくない。それを分かっていた上でやっているのかということだけで、利便性はいいから、あまり言えませんがね。言えませんがね、ちょっと知っていただきたいということ。

それと、今言ったように行革の頭でやっていますから、お金もつたいないと思われませんか。どなたか誰でもいいです。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） なぜ買わないのかというご質問についてお答えをいたします。

借りていることで相手方もございますので、こちらの一方的な思いということではなにかいかないというふうに考えております。当時あそこを最初に借りたときには、全部を借りたということではございませんでした。3階部分はなしだったというふうに記憶しておりますけれども、違いました、1階部分がまだ未改修だったため金額が違ったりしております、いろんな経緯がございまして、購入ということではなくて、まず借りる形でスタートしたと。その上が今現在も継続していると、相手方もあるということで考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 平成11年4月1日からですよ、最初スタート43万円。これ今まで、6,500万円ほど払っていますよ。これもったいないと思いませんかということを聞いているの。

家主のこと考える前に、ご自分の仕事考えてください。担当でしょう。やっぱり節約するというようなことを考えていただかないと、税金投入ですからね。それを申し上げているんですけども、そういう感覚、全然ないですか。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） もったいないか、もったいなくないかということになりますと、金額としては結構大きな額かなという認識は持っております。ただ、市役所から利便性としてもいい場所だということもありますし、有効に使えているということで、金額を借りている根拠につきましても、不動産鑑定をやって、そういった中で金額を決めているということで、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） いや、だからさっきも申し上げたように、こんなのは最初から買ってあげたらいいんですよ。困っていた人なんだったら。というようなことで、ほかに借りているような物件はないでしょう。旭市の何か絵を飾るようなところありますよね。あれ以外ないでしょう。支所がいっぱい余っているし、支所の中身とかきれいなところいっぱいあって、広いところがあってですよ、駐車場も広い。ああいうところに移動はできないですかね。これは利便性がいいんだったら買ってしまっ、あとつぶして駐車場にするとかね。幾らでもできるじゃないですか。そういうあれが思いつかなかったですかね。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 繰り返しになってしまうかもしれませんが、市役所から非常に近いと、利便性もあるということで、有効に使えるということで考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） エレベーターのところいきますね。利便性はあるか知りませんが、最初階段上ってバリアあり、また中に入ったら、またバリアというような二重のバリアがあるんですよ。使うのはお子さん、小さい子どもさんと。お弁当持って1日過ごす、赤ちゃん抱いて上がるんですよ。昼になってきたらキャリアのあれで上がっています。そういうの見たことありますか。あれ1階と2階とひっくり返すとか、何かもうちょっといいように考えられなかったですか。今度、子育ての課長さん。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） お答えになるかどうか分かりませんが、ちょっと利用状況について説明させていただきたいと思います。

昨日も1日平均23組ということで申し上げました。平成27年度トータルで6,405組の親子の利用で、合計1万3,564名の利用をいただいております。

また、子ども・子育て支援事業計画策定に当たり行ったニーズ調査の中では、未就学の保護者に対する質問で、旭市子育て支援センターの認知度については86.3%と高く、併設するつどいの広場ハニカムは67.8%の方が週1回以上利用するという回答をいただいています。また、自由記載欄でも「同様の施設をもっと増やしてほしい」「土曜もできるようにしてほしい」などの好意的な意見が10件ほど寄せられています。2階であることへの不満という部分では「兄弟を連れていくときに不便だ」という声が1件寄せられました。認知度、利用度も比較的高く、おっしゃるとおり多少不便な面はございますが、安心して利用できると、おおむね高評価をいただいているというふうに感じております。

その1階と2階がというのは、申し訳ございませんが、当時の経緯は私存じ上げませんので、ちょっとお答えができません。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 子育て支援課長、一生懸命やっておられるのよく知っていますから、あまり言いたくない、実質よくやっておられますから。いずれにしても、ああいうの借りて、中身はいいですよ。すばらしいと思いますよ。あんなの借りないでも、庁舎早くつくってください。それだけです。あんなのやめましょうよ、本当に。ということです。終わりました。

○議長（平野忠作） 終わります。

有田恵子議員。市長への手紙ですね。

○4番（有田恵子） 3番の市長の手紙に入ります。

今、課長が回答していただきました。平成18年から321件の投書が投函されて、匿名とかいらないとかいうお話が207件あって、それ以外のところは全て回答を……、反対か、207件を返したと。それ以外は匿名だというようなことですかね。私2回出しているんですよ。本当にもう、本当ですよ。目安箱に私入れましたよ。それで今度持ってきますけれども、名前書いて、だ一っと住所書いて、「回答よろしくお願いします」まで書いて出していますよ。全然回答来ませんよ。こういうの、どうなりますか。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（飯島 茂） では、回答させていただきます。

有田議員、2回投函されたということで、回答が来ないということでございますが、まず、先ほど申し上げましたように、市長への手紙につきましては、市長が直接目を通して関係部署で調査検討を行って、その結果を差出人に回答すると。要は市長が先に目を通してから各課に流すと。通常の公文書は当然、各課のほうで受理をして、市長のほうに決裁等が上がってくるわけですが、そういった事務処理の違いはございます。

ただいま有田議員から私2回というような話がありましたが、面談でそのようなお話も伺っておりましたので、過去の受け付け処理簿を確認させていただきました。有田議員には平成25年に1度回答をさせていただいた記憶がございます。いずれにしても、今後も引き続き適切に処理をしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 多分数回やっていますよ。1回来た。

私の知り合いの人も問い合わせしたんですよ。回答、住所も書いてよこして、回答が全然来ない。回答できない場合があるということは分かるんです、課長。分かります。特に私の手紙はしたくないと思いますよ。それはいいんですよ。そんなこと言っているんじゃないんです。できないならできませんからという回答をしてほしいんですよ。できません、すみませんとね。それも来なかったですよ。1回来たけれども、ほかのは来なかったですよ。だから、そういうのきっちり、今申し上げたもう一人の人もですよ。これ著名な人ですよ、日本で。10本のうちに入る有名な方なんですよ。その人も言っていました。できないならできないでいいから、できないということを文面いらないからね、そんなに。それをやってほしいということ。常識ですよ、常識。自分も出したいくないのは、これはもう出さないで、こういうの駄目ですよ、常識やってください。これだけの話です。

○議長（平野忠作） 答弁はよろしいですか。

○４番（有田恵子） はい。

○議長（平野忠作） いいですか、答弁は。有田議員、答弁求めますか。今の件に。

○４番（有田恵子） 知らない。

○議長（平野忠作） じゃ、先に進みましょう。

４番ですね。市の職員によるパソコン操作について。

有田恵子議員。

○４番（有田恵子） これなぜこういうことを聞くかということを、ほとんど分かっていることを聞いているんですけれども、委託費をよく使っておられるでしょう、委託費。インターネットのホームページとか、いっぱいいろんな委託費すごいお金使っていますでしょう、予算見たら。技術的にホームページ更新するとか、そんなの民間企業なんか当たり前で全部中でできますけれども、やっていないんじゃないかなと思って、その委託費が大き過ぎるから。だから技術的に、これみんな研修行かれたとか言っておられて、だいたいできるとか言いますけれども、高度な技術の人って、その辺がちょっと聞きたかったんですけれども、本当は、いるのかいないのか、どうでしょうかね。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 先ほど全てできるということでお話いたしました。あと各課におきまして情報通信技術に精通している者の中から情報化推進リーダー、これを選任しています。操作指導及び助言、使用に係る安全及び運用管理やホームページに掲載する情報に関する事務等を所掌させているところであります。情報化推進リーダーに対しては、ウェブページの管理システムなどの操作研修、それからeラーニングによる情報セキュリティ関係の研修等を実施しています。ホームページの原稿等も原課でつくって、それでCMSと言われますけれども、それを承認を受けてホームページに載せるという形はとっています。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○４番（有田恵子） できるだけ委託というか、コンサルはすごい高いです。やはりこの時代、事務をやっていたらいいというんじゃないくて、ネット、SNSとか、こういう技術者を採用するとか養成するとか、そこに力を入れていかなければいけないと思うんですよ。何か検索できるぐらいの人ばかりじゃないですか。じゃなくて、やっぱり高い技術の公務員、こういうこの部門の中でもう採用してしまうというような形をとったらどうでしょうかね。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 高い技術の職員、どのレベルを指すのか、ちょっと分からないところもあるんですけども、現実には例えばパソコンなり、こういったオフィスで使うシステム、そういったものの組み立てまでやる職員というのは、なかなか厳しいのかなというふうに思います。

最近ではこういった情報処理の学校等を出てきて、新採用職員で一般の試験の中で受験し合格して勤めている方もおります。実際にはそういう方の経歴を見まして、そういうところを経験させている部分もあるということでご理解いただければなと思います。

新たに本格的なS Eまで求めるのはちょっとどうかなというのは、ちょっとあります。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） きょうの質問でもあったように、きのうもありましたかね。例えば道の駅、いまだに、ああ、オープンしましたといっても全然進んでいないんですけれども。ああいうのでも助けに行けるような体制がないのかなと思って。あれ見ておかしいと思いますよ。だけど、市役所は何も言わないというか、そういうことを申し上げているんですよ。放ったらかし。そんなあのレベルぐらいの人だったらいるでしょう。だから、それがいないのかなと私思っ、これを聞いているんですよ。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） おっしゃるとおりだと思います。電算の導入の仕方というのは、ちょっとありまして、自己導入形式をとっているところが、例えば全国的にないかというところがあるんですよ。S EとかC Eというのはカスタムエンジニア、ハードのほうですね。S EとかC Eとかを専門的に勉強してきて、その採用をし、市役所内部に電算室を構築しちゃう。ですので、その場合には、プログラム改修からほとんどのことを自分のところでやっている。これは大きい自治体です。例えば旭市程度の7万人とか10万人ぐらいのところ、これだけ多岐にわたる分野の範囲にC E、S Eをやるということになると、比較的にどちらかというところと効率が悪いと判断しているところが多いので、その場合には専門の会社に委託している。

有田議員おっしゃるように、例えばウェブページぐらいはできるでしょうという話で、これは趣味の世界で知っている人たちもいます。作れる人たちもいます。その援助というか、やってねという、その命令形態が多分できればやれるのかなとは思っていますので、その辺は検

討したいなというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

5番目、飯岡中学校ですね。

○4番（有田恵子） 飯岡中学校舎外構工事、1番から質問。

このちょっと話を簡単にしたいんですよね。私が申し上げていること、ちょっと難しくというか、簡単に言いますね。課長、よく聞いていただいて、ご自分の家、想定してくださいね。ここから言わないと分かりにくいかなと思う。突然天井から雨水がどさっと落ちてきて家じゅう水浸し。これは大変だ、生活できないということで、すぐに大工さんに修理頼むわけですよ。大工さん呼んで、至急見積もってください。至急見積もった途端に至急工事してください。はい、やりました。雨水とまりました。代金払いました。めでたし、めでたし。その7か月後に大工さんが来てですよ、また。同じ大工が来て、「あ、すみません、この家の、お金もらって終わったんですけれども、これ間違っていました。見積もりちょっとこれが本当の正解の見積もりなんですよ」と言って、最初に702万円もらったんですけども、これちょっと間違っていましたと、7か月後にまた新しい見積もり持ってきて「2,700万円かかっていたんです。済みませんけれども、こっちで払っていただけませんか」と言った。こういう話なんですよ。

払いますか、2,700万円。終わっているんですよ。702万円で確定されて、業者にも払っているんですよ。2,700万円払えますか。たったこれだけの話を言っているんですよ、私。難しい話、言葉しゃべってしまうから分かりにくくなっているんですけれどもね。

それで、もうこの話は私4回目なので、難しい話するからなんですけれども。4回目なんですけれども、質問しますよね、今度は。今から質問。

○議長（平野忠作） 有田議員、お願いします。

（1）いくの、想定外からいかないと、もう入り乱れてやっていますので、まとまった答弁も不可能と思いますので。分かりやすく質問してください。

○4番（有田恵子） （1）湧水が突発して工事が終わったという説明は確かにやられました。議事録でも載っています。終わった工事、終わってしまっている工事、終わったら駄目ですよ。議案出す前に終わってどうするんですか。どうですか。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 工事が終わった後に議案のほうを出したということなんですけれども、

これについてはこれまでもいろいろお話をさせてもらってあったんですけれども、この今回の水替工の工事につきましては、実際工事やってみないと分からない部分がありましたので、工事が全部水替工の部分の不確定の部分が確定した後に設計のほうをもう1回見直して行いましたので、後になりました。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） その流暢な話し方でみんなだまされるんですよ。ごまかしていますよ、やっぱり。あのね、議案というのは議会なめちゃ駄目ですよ。工事始まる前に見積もりが出て、その見積もりをもってどうですかと伺いを立てないと駄目ですよ。終わってから、ああもう仮契約とか慌てて言ったじゃないですか。本契約に入るからとか言って、終わっている工事ですよ、あれ。そういうでたらめは言っちゃ駄目。

軽微、軽微とおっしゃって、軽微しているから最後でいいだろうとか。これ軽微じゃないですよ、軽微じゃないです。軽微じゃないです。なぜ軽微ですか。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） ウェルポイント工事が軽微ではないというようにお話だと思います。

これにつきましては、工事完成させるためには必要な工事でありますけれども、今回その水替工が軽微かどうかということについては、あくまでもガイドラインでの判断をする上でのものであります。通常の工事では普通のそういう仕事に携わっている人の主観的な考えではなくて、あくまでもガイドラインを判断する上での軽微かどうかということになります。

水替工、ウェルポイントにつきましては、工事を完成させるためには必要な工事でありま
すけれども、構造物の仕様だとか内容、また当初というのは変わっておりません。位置も変わっておりません。ということで軽微なものと判断いたしました。

以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 軽微だと言っているのはあなただけですよ。この水替工事やったヴェーセルさんは、こんなの重大以外何物でもない。そして、日野設計、井田社長、「これしないと前に進まないんだから重大に決まっているだろう」二人そろって言いました。あなただけが軽微を言っている。その根拠何なんですか。建築の一級建築士持っていますか。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 建築士のほうの資格はありません。

先ほども言いましたけれども、水替工が工事しなければ進まないのは確かです。それで工事が先に進むか進まないかで、その軽微かどうかという判断じゃなくて、このガイドラインでは、あくまでもこれがさっきお話ししたように、構造物の仕様だとか内容、あと位置、そういうどういうものができるかと。それを考えた上では当初と全然変わっておりません。同じものを設計どおりのものを造りました。ということで、軽微なものといえました。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。もう4回終わったので、次に進みましょう。

○4番（有田恵子） （2）いきますね。

○議長（平野忠作） そうです。

○4番（有田恵子） 原価が確定してしまった工事に対して、積算基準のほうでやったと。官積算、官積算とか赤本とかよく言うんですけども、それは官積算、赤本、これ何も文句言っているわけじゃないんです、それはね。工事というのは見積もりを立てて、原価が分からないから、家建てる時そうですね。原価が分からないから取りあえず見積もりを立てる。その見積もりは行政の場合、何をもってするかというのは赤本なんです。ここまではいいんですよ、ね。だから、工事始まる前、立てますよね、赤本で。それはいいんですよ、その原理原則は。

私が言っているのは工事終わった後で、原価が分かった、支払いも終わっている、子会社に。それで最後の最後で何で見積もりを赤本で持ってくるんだということを言っているんです。それいいんですか、そんなことして。工事の金額は分からないという時点で、この赤本、官積算持ってくる、これはいいんです。あなたが私にくれたんですよ、ヴェーセル7万2,000円かかりましたって。自分が持ってきたんですよ、私に。それを見て私言っているんですよ。分かっているわけでしょう、そんななかったの。分かった段階で最後の最後まで全然違う見積もり、内容まで違った見積もりで、それが2,700万円。

だから、官積算とか赤本とか積算基準とか言うのはいいんですけども、それは今の話と違うでしょうと。ずっと前にそれはすべきですよ。それはいつするか。議案を提出する時ですよ。議案を議会に提出して、それでオーケーとって、そうしたら工事ですよ。その時にいるあれですよ。こっちに出さずにですよ、厚かましく、勝手にしてしまった。はい払った、終わった。全然違う金額、中身も違っているやつをこっちに出したんですよ、議案で。だからおかしいということ、分かりましたか、これ、どうぞ。理解できましたかどうかですよ。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 今、議員の説明されたことについては、ちょっと私も十分理解できないのが事実です。先ほどこっと説明しましたがけれども、設計変更については、やっぱりこれについても官積算によるとなっておりますので、設計変更は下請の会社からの金額出ていたから、それを使いなさいとかということはありませんで、あくまでも公共工事ですので、この積算基準に基づいて設計変更も行うということになっておりますので、そのルールにのっとり行ったということです。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） そのルールは正しいんです、おっしゃるとおりなんです。それは分かっているんです、私も、そのルールは。議会に出さずに勝手にするなということを言っているんですよ。それだったら、勝手にしたやつ、その責任で実費精算でやったらどうですか言っているんですよ。後で、勝手に7か月も後でですよ、やったこういう全然違う見積もりで官積算ですね、あれ。それで出してくる。それがおかしいということを言っているの。ここ分かりませんか。分かっているけど分からないと言っているでしょう、あなた。わざと。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 先ほどもちょっと言ったんですけれども、工事変更というか、水替工を使うということの段階ではどのぐらいやるか、どこまでやるかというのがはっきり分かりませんので、そういう段階で設計変更の金額を固めるのもちょっと難しいこともありましたので、先ほどもちょっとお話ししたように、そういう水替工の工事が終わった後に数値が確定したので、設計変更額をまとめて変更契約のほうをさせてもらったということです。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） そう言うだろうなと思っていた。私は全部ヴェーセルさんとか、井田さんがみんなもう話し合って調べたんですよ。事務所まで行かしてね。全部見せてもらいましたよ。その前年の11月2日に全部終わっているんですよ。どこまでやったらいいかというのおっしゃった、分からない、分かっているんですよ。全部終わってきちっと終わったんです。課長の言っていることはでたらめ。でたらめ、作り話。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 追加工事を行ったのは最終的には27年5月です。それは流入ますの

施工にも水替工の工事の必要があったということで、というわけで、27年5月の下旬まで水替工の工事を行いましたので、振り返れば最終的にそれが最後の水替工だったということで、というわけで6月以降じゃなければ確定のほうはできませんでした。

以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） よく分かっているじゃないですか。5月終わっているの分かっているんです。その後で議案来ているんですよ、後で。分かっています、これ。言っていること。

○議長（平野忠作） 有田議員、今度（3）でございます。

有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 過大見積もり、要するにどっちの味方なんですか。納税者の味方、市民の味方、建設会社の味方ですか、どっちですか、あなたは。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 公共工事、民間工事にかかわらず、発注者と受注者というのは対等な関係だということが言われておりますので、そういう面では、もう私のほうは発注者でありますけれども、受注者と対等な関係でありますので、ルールにのっとって変更設計のほうをさせていただきました。

以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） ヴェーセルの702万円の、それは全部課長からもらったあれですよ。全部知っていて、全部原価なんぼかかって知っていて、工事もみんな終わっていて、それでそういうこと分かっていて、高い見積もりを作って軽微だとか自分だけ言って、ほかの人は重要だと言っているのに。それってどう考えても建設会社の人と親戚かなと思ってしまいますよ。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 先ほどの金額が出ていた資料を請求されましたので、うちのほうは渡しました。それについてはあくまでも元請会社と水替工を行う下請会社、その両者の契約、ちゃんとした契約に基づいて下請工事を行いますという証の書類を提出されました。その書類を議員のほうに資料請求がありましたので渡しました。ということで、これは水替工の工

事を始まる前の段階での請負契約ですので、その段階でどこまで水替工をやるかどうなのかと、その辺は元請会社と下請会社の内容ですので、その辺までうちのほうは関知していませんので、うちのほうとしては、あの書類はあくまでも元請、下請契約をしっかりと行って工事に入りますという内容のものです。

以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 国交省及び千葉県の土木工事ガイドラインというのがあって、私はもうこれ全部読んでいますけれども、重要工事があった場合、その都度、その工事のその都度、種類が違う工事があれば、全部一つ一つ議案を通さないといけないと書いてあるんです。書いてあるんですよ。何一つ通しませんよ。全部結果報告して、今から議案通してほしいなんていう話ばかりでしたよ。

要はこれを軽微に置き換えると便利なんですよ。軽微、軽微、軽微でだ一っと4,700万円にってしまったんですよ、結果的に。これ重要なんですよ。それを軽微に置き換えることによって、そういうテクニックを課長はご存じだからやったんですよ。とても納税者の味方ではないという感じがするんですけれどもね。どうですか。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 先ほども言ったように納税者かどちらかということ、今私納税者の方からいただいたというか、預かったお金を使って工事のほうを施工させてもらったんですけれども、それはあくまでも工事の関係ですので発注者、受注者ということで、先ほどもお話ししたように対等な話ですので、ここで納税者という話はちょっと出てこないのかなと。あくまでも発注者、受注者対等な立場での契約をして工事を行ったというものです。

先ほど工事の確定できない場合には、ちょっと確定した時点で行うこともできるというのは、これについては発注した受注者間における建設業法の法令遵守ガイドラインにも、追加工事等で全体数量等の内容が確定できない場合は、確定した時点で遅滞なく行うということに書いてありますので、本当は好ましくはないかと思いますが、そういう確定もできませんでしたので、確定した時点で契約のほうを行いました。

以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

（4）です。

○4番（有田恵子） 要は軽微でごまかして軽微にしたからこういうことが起こってしまったという話なんですね、要は。そののところ、これまた追及させていただきます。ちゃんと今度は証拠として挙げさせていただきますからね、書類で。それでもう1回やらさせていただきます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

○議長（平野忠作） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議はあす、定刻より開会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時20分